

決算審査特別委員会

令和6年9月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○小城 世督	溝部真紀子
齋藤 文夫	伴 吉晴	横田 敏文
奥村 容子		
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
政策財政課長	中尾 歩美	住民生活部長	栗本 公生
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	羽根田久枝	同 課 長 補 佐	明石 将樹
同 係 長	市川 由真	国保医療課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	細川 友希	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 課 長 補 佐	田口三十士
同 課 長 補 佐	竹山 潔	同 係 長	菅田 修久
上下水道課長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	平本 吉男
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
教委総務課長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
同 課 長 補 佐	松本 暢之	同 係 長	石丸 浩嗣
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	荒木 浩司	同 課 長 補 佐	今田 善友

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、昨日審査した消防費について補足説明があるとのことですので、理事者の説明を求めます。

総務部長

おはようございます。

昨日、奥村委員からご質問がございました災害用簡易トイレ備蓄の考え方につきまして、再度ご答弁をさせていただきたいと存じます。

災害用簡易トイレ備蓄の考え方につきましては、避難者想定人数を9千人、1人1日あたりのトイレ回数を5回、最低必要日数を3日間との想定で、全体のトイレ回数を13万5千回と算出いたしました。このうち半数がマンホールトイレ等を使用するものと仮定のもと、67,500回分について令和6年度から2か年で備蓄する計画で進めているところでございます。以上です。

委員長

中川議長。

議長

昨日の1日7回使用の1万人っていうのはなんでしたかな。

総務部長

7回というの也被言われているんですけども、予算を算定させていただいた時は、5回ということで算定をさせていただきました。5回であるか、7回であるかというのは、それぞれ回数もございまして、そのあたりについては最低5回は必要であろうということで、今回67,500回で予算措置をさせていただいて、6年度から2か年で進めさせていただいているところでございます。以上です。

議長

それとマンホールトイレ、あんな回数に限りあるの、マンホールに流れていくだけちゃうの。

総務部長 マンホールトイレでございますけれども、今、議長の方が申されたとおり、マンホールの上に簡易のトイレを置きまして、覆いをかぶせさせていただいて、それを使っただくというトイレでございます。

それにつきましては、マンホールの中に流していくというシステムで、そのトイレの使用ができるものでございまして、そのあたりと、なおかつ全体的にトイレがすべて死んでいるといったらおかしいですけども、使用できることもないだろうということと、仮設のトイレでございますね、あのトイレも順次調達できるではないかということ想定して、現在改めて簡易用トイレのほうを備蓄させていただいて増強を図っているところでございます。

議長 聞いているのは、1日5回とっているけども、マンホールトイレなんか5回どころかずっと置いておいたらずっと使えると違うのということを言っているねん。

総務部長 能登半島の災害時においては、いわゆる上水道が全然使えなくなったよと、そういったところで、マンホールトイレの方もなかなか使えなかったという状況もございまして、いわゆる簡易トイレのほうの備蓄を進めた方もいいんじゃないかという情報というか、そういったものも勘案した中で、進めているものでございます。

マンホールトイレは言われたように流れていくものでございますけれども、それだけではなくて、そういったものも使っただくいて、出すことが一番大事なことで、出せる状況をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 簡易トイレなんですけども、これは袋の中でしていただくトイレで、凝固剤で固めていくトイレ。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時04分 休憩)

(午前9時06分 再開)

委員長 再開します。 西巻総務部長。

総務部長 簡易トイレのほうを67, 500回分、今2か年で調達することとする。それに加えて、マンホールトイレのほうもございまして、そのあたりで避難所のほうのトイレのほうの充実をはかってまいりたいというふうに存じますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 認定第3号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活 おはようございます。よろしくお願いいたします。

部長 それでは、認定第3号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民生活 失礼して着席をさせていただきます。

部長 恐れ入りますが、令和5年度 歳入歳出決算書の22ページをご覧ください。

令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が、28億5,755万4,123円、歳出総額が、28億9,850万5,210円、歳入歳出差引額は、4,095万1,087円の歳入不足となりました。

た。

このため、令和6年度会計において、繰上充用の予算補正の措置を行い、決算を終えているところでございます。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとにご説明いたします。主要な施策の成果報告書資料編、173ページから178ページ、第1款 総務費であります。

はじめに、173ページ 第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用を支出しました。国保被保険者の産前産後に係る保険税の免除が令和6年1月から始まるため、対応するシステム改修を実施いたしました。令和5年度末現在の国民健康保険の加入世帯数は3,230世帯であり、総世帯に占める割合は26.4%、被保険者数は4,912人であり、総人口に占める割合は17.5%となっております。被保険者数は、前年度と同様、団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への移行により、減少傾向となっております。

次に174ページ、第3目 共同事業負担金であります。国民健康保険事業の県単位化に伴い、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知など、各市町村が共通して実施していた事業を、県の国保事務支援センターで共同事業として実施しており、その事業に対する負担金を支出しました。

次に、175ページから178ページ、第2項 徴税費であります。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託料等に係る費用を支出しました。

176ページには、現年課税分の状況について、上段の表に記載しています。一番下、令和5年度の合計欄であります。調定額5億1,022万3,921円に対し、収入済額は4億9,421万4,647円で、収納率は96.7%で、前年度比1.3ポイントの減となっております。収納率の減少の主な要因といたしましては、団塊の世代の被保険者が後期高齢者医療に移行されることで、国保税の特別徴収が占める割合が減少し、全体としての収納率にも影響がでているところでございます。

次に177ページ 滞納繰越分の状況でございます。一番下の行になりますが、調定額6,161万4,929円に対し、収入済額は1,104万600円で、収納率は17.9%で、前年度比1.0ポイントの増となっております。

す。なお、滞納処分の実施状況につきましては、175ページにお戻りいただきまして、差押で8件、滞納額96万4千円を処分しました。また、換価・配当があったものは9件、金額で100万2千円となっております。

次に178ページ、不納欠損処分の状況であります。処分人数は70人、金額で829万118円となっております。

次に、第3項 運営協議会費であります。令和5年度の国民健康保険運営協議会は3回開催し、国保特別会計の予算・決算の状況、特定健康診査の実施状況、適正な保険税率等について審議をいただきました。令和6年度からの奈良県の統一保険税率への税率の改正を行ったところでございます。

次に、179ページから182ページ、第2款 保険給付費であります。はじめに、第1項 療養諸費は、前年度と比較しますと1,137万7,360円の減となっております。被保険者の減少により、保険給付も減少したものと考えています。

次に181ページ、第2項 高額療養費であります。前年度と比較しますと、692万2,979円の増となっております。

次に、182ページ、第4項 出産育児諸費であります。出産育児一時金の給付件数は19件で、前年度と比較して3件の増となっております。次に、第5項 葬祭諸費であります。葬祭費の給付件数は30件で、前年度と比較して、1件の増であります。次に、第6項 傷病手当金であります。新型コロナウイルス感染症により、就業できなかった期間の給付として、1件の申請がありました。

次に183ページから184ページ、第3款 国民健康保険事業費納付金であります。国民健康保険事業の県単位化に伴い、保険給付に要する費用を奈良県が全額負担することとなるため、その財源として、各市町村は、県から示された事業費納付金を納めることとなっております。第1項 医療費給付費分で5億6,768万7,509円、第2項 後期高齢者支援金等分で1億7,121万1,453円、184ページの第3項 介護納付金分で5,464万3,945円を納付しました。

次に、第4款 共同事業拠出金であります。退職者医療に係る事務拠出金を支出しています。

次に、184ページ、第5款 財政安定化基金拠出金であります。天災等の

特別な理由による収納不足などが生じた場合に、奈良県の基金から収納不足分の2分の1以内で交付を受けることができ、県内でこうした基金から交付があった場合、その財源について、国、県、市町村が3分の1ずつ負担することとなっています。なお、令和5年度では拠出はございませんでした。

次に185ページから186ページ、第6款 保健事業費であります。はじめに 第1項 保健事業費では、人間ドック健診の助成として97件、183万1,073円の助成を行っています。また、医療費適正化対策として、エイズパンフレットを購入し、被保険者に配布をいたしました。

次に、186ページ、第2項 特定健康診査等事業費では、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームを早期に発見するため、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用を支出しています。特定保健指導では、利用勧奨等を行い、生活習慣病の重症化予防の充実を図りました。

次に、第7款 基金積立金であります。積立はございませんでした。

次に、第8款 公債費であります。一時借入金等はありませんでした。

次に、187ページ、第9款 諸支出金であります。はじめに、第1項 償還金及び還付加算金であります。過誤納付となった国民健康保険税を還付するほか、前年度に超過交付となりました交付金を精算還付したものでございます。

次に、188ページ、第2項 療養費等指定公費立替金であります。高齢者受給者の自己負担額の軽減を図るための町の一時立て替えについては、支給がございませんでした。

次に、第10款 予備費の充用については、社会保険に加入し手続きがなされていない人に対し、職権等により資格を更正したことで償還金が増加したため、予備費を充用して支出したものでございます。

最後に、第11款 前年度繰上充用金であります。令和4年度会計において5,142万4,596円の歳入不足が生じたことから、令和5年度会計で繰上充用したものでございます。

続きまして、歳入決算の状況についてでございます。

恐れ入ります、171ページにお戻りください。第2表として歳入決算の内訳を記載しております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものでありますことを、予めご承知ください。

1行目、第1款 国民健康保険税の決算額は5億525万5,247円であります。前年度と比較して169万2,969円、0.3%の減となっております。被保険者の減少が主な要因でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は督促手数料を収納したものでございます。

次に、第3款 県支出金の決算額は21億3,272万1,311円であります。前年度と比較して479万9,395円の減となっております。保険給付相当分であります普通交付金であります。歳出で説明させていただきましたように、被保険者の減少により減っております。

次に、第4款 財産収入では、収入はございませんでした。

次に、第5款 繰入金の決算額は2億1,687万8,959円あります。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費などの法定の繰入金を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、第6款 繰越金では、決算余剰金は発生しておりません。

次に、第7款 諸収入では、決算額が247万3,106円あります。国民健康保険税の延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正・不当な医療に係る返納金が主なものでございます。

最後に 第8款 国庫支出金 の決算額は5万4千円あります。社会保障・番号制度システム整備費補助金として交付を受けました。

以上で、認定第3号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしく審議をいただきまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計について、質疑をお受けします。 伴委員。

伴委員

資料編の172ページ、ここに文章で県単位化、真ん中辺り、県単位化6年が経過し、安定化が図られたと書いてますけど、最後の行の保険予防事業の積極的な取組み、これはどういうことを今、町のほうやっただいているのか。歳出の抑制というのはなかなか難しい問題と違うかなと。実際のところ、

やはりこれ、病気であればお医者さんにも行きますし、その中で、健康ということはどういう取組みが、今後やっていかれるということでも結構ですので、そのあたりちょっと教えていただきたいんですが。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 ご質問いただきました保健予防事業といいますのは、いわゆる特定健康診査というのが義務づけられているものもございまして、それについていわゆる診療を取り組んでいると。その中でいわゆるメタボリックシンドロームを原因とした病気についてピックアップして、それについて保健事業を展開しております。例えば、糖尿病性の腎症予防ですとか、そういうものを積極的に重症化しないような取組みを進める中で、予防事業ということで進めております。

また、国民健康保険の被保険者に対して、人間ドックの受診も勧奨いたしまして、それらの結果を提出していただくことによりまして、また保健指導のほうにつなげていくという形で今、進めているところでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 確かに、これをやったから今年度は抑制できたという数字を出していくのは非常に難しい部分があると思いますけど、そういう事業を積極的に取り入れていただく、それでやはりこの財政の健全化というのをちゃんとしてほしいということをお願いして、私の質問とさせていただきます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議長 182ページの出産一時金やけど、令和4年度は672万円を16人で割ったらちょうど42万円になるんだけど、令和5年度は934万円を19人で割ったら49万1,579円になる、この違いは何か金額が変わってるのかな、補助の。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 出産一時金は基本に今、50万円が支給という対象になっておるんですけども、それについてはいわゆる産科医療費補償制度というのがありまして、その保険料が1万2千円かかってまいります。その分も含めて50万円を支給するという形になっておるんですけども、中にはその産科医療補償制度を受けられない方がございます。そういった部分で支給額が1万2千円減額になる部分もございますので、そういった部分で満額になれば48万8千円という方もいらっしゃると思いますので、ちょっと数字のほうがちり切れない部分が出てくるという状況になっております。

議長 その今の答弁で言ったら、この1万2千円が減る50万円か48万8千円。これを割ったら49万1,579円とかそんな数字なるねんけど、この端数はどこで出てきよんの。千円単位でしか。休憩中違うのか。えらい失礼しました。

委員長 まだ当ててないから発言できません。

議長 千円単位でずれのは分かるけど、この端数。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時30分 再開)

委員長 再開します。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 申し訳ございません。先ほど説明させていただいた部分をちょっと訂正させていただきます。

この5年度に出産一時金で給付をさせていただきましたのは、5年度から50万円になっておりますが、その50万円で17件で850万円、それ以前の分で42万円のときの分が、5年度になりまして請求がありましたので2件で

84万円を支給しております。合計で934万円となっております、19件ございますので、それを今割っていただきますと端数がちょっと生じる状況となっております。

議長 はい、分かりました。

委員長 ほかにございますか。 小城委員。

小城委員 今回の同じ出産一時金のところなんですけど、これって要件というのはありましたでしょうか。出産一時金をもらえる要件。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 要件と申しますと、国民健康保険の被保険者の方であるということにして、特にそれ以外の要件というのはございません。

小城委員 今19人だと思うんですけど、これは申請をしてる人が19人で全員なのか、出産した人は何人ぐらいいて、そのうちの19件なのかということ。

国保医療課長 まず、病院のほうとかで出産をされますと、その情報が国保連合会というところを通じて市町村のほうに提供されますので、その段階で全て受けておられるという形は分かります。

まず、今の子産一時金は保険診療ではないんですけども、いわゆる50万円を上限として50万円が支給されますので、その部分は本来、本人が受け取る出産一時金を医療機関が立て替える形で医療機関のほうから市町村のほうに請求が来るといふ動きになってますので、本人さんに直接、支払う形ではないんですけども、それで今、全員が受けておられるというのは把握できる状況です。

小城委員 だから全員、受けてるということですね。

国保医療 おっしゃるとおりでございます。

課長

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そしたら私のほうからも少しお尋ねしたいんですけど、先ほど部長の説明の中で、滞納が増えてるといふふうにおっしゃったと思うんです。そのときに特別徴収から普通徴収に変わってということで説明があったと思うんですけど。その説明をもう少ししてもらえませんか。 猪川国保医療課長。

国保医療 先ほどの説明の中で、特別徴収のというような説明をさせていただきましたけれども、数字だけを見ますと特別徴収というのはもう100%徴収率になりますので、そういった部分で人数が減ってくる中で、後期へ移行される中で減ってきたので、全体として少し下がったということでの説明をさせていただいたんですけれども、今、現状としてコロナが収束をする中で、収入面とか皆さん戻ってこられてる部分はあるとは思いますが、コロナ期間中に蓄財、預金ですとかそういった部分が出されたら、なくなってしまったというようなことで相談を受けていると多く聞いてるところがございますので、そういった面と、物価の高騰などによって支出が増えているという部分で相まって未納者が増えているのではないかという分析は今、しております。

先ほどの説明は普通徴収に、特徴の対象者が減ったというような説明をさせていただいたんですけども、実際のところは今、申しあげたような状況なのかなという分析をしております。

委員長 ちょっとごめんなさい。そもそものところを聞きたいんですけど、介護保険料とか後期高齢の保険料というのが年金から天引きで特徴になるというのは分かるんですけど、国保税がその特徴から普通徴収に変わったというのはどの部分のことを言ってるんですか。もともと特別徴収しかないでしょ。

国保医療 説明がちゃんとできてなかった、伝わってなかったと思います。

課長

特別徴収の方は特別徴収としていらっしゃいます。国保の特別徴収は世帯の状況が全員65歳以上の世帯になれば、保険料は特別徴収に切り替わっていきますので、そういった部分で特別徴収の方の世帯については、いわゆる年金特別徴収させていただきますので、徴収率が下がるということはないんですけども、そういった方々の人数が減っていく中で、全体の収納率が少し下がってきってしまったのではないかと分析もありましたけれども、実際のところそういったコロナ収束以降の収入減の部分があったので、先ほど申しあげましたように、収入が減った中での余力が落ちていたので普通徴収の収納率が下がっている、収入が少なくなったという面で滞納される方も少し増えてきたという状況になっているとは考えております。

委員長

それでいいんですね、はい。

この間、決算を見させていただいて、確かにここ数年間、単年度実質収支で黒字になってきているので、累積赤字も減ってきてこのままいったらなくなっていくのかなというふうに思っていたところで、滞納が増えているという状況になると、この累積赤字の解消にもならないでしょうし、会計としてはどうなっていくのかなというふうにちょっと思ったんですけど、その見通しというんですかね、令和5年度で、一応、単年度では1千万円黒字ですけど、収納率がどんどん下がっていくと、やはりしんどいことになってくるのかなと思うんですけど、そこはどうなんですか。

国保医療
課長

おっしゃるとおり収納率がこのままもっと低下していくことになりますと、もちろん一番収入の要であります保険税が減っていくということになりますと、いわゆる累積赤字を減らすお金も少なくなるということにももちろんなると思いますけども、我々としてもその辺は今まで以上に密に滞納者に対してのアプローチを取りまして、滞納がこれ以上増えないように努めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

委員長

その滞納が増えている原因、先ほど説明もいただきましたけど、もうちょっと調査していただいて、どういう要因があるのかというのは把握した上での対応が必要だというふうに思いますので、その点もお願いをしておきたいのと、

あと県から示される納付金の算定基準の話なんですけど、以前、統一化を進める最初の頃は、現年度分と滞納繰越分と合わせてということで保険料納付金算定の基準になっていたかと思うんですけど、今の算定基準というのはどういうふうになってるんですか。

国保医療課長 今おっしゃっていただきましたように、現年度分の収納部分と滞納繰越分の収納部分を足した額で算定していくというのは変わってありません。

委員長 現年度分で滞納が発生しても、滞納繰越分できちっと徴収していけるんだったら、何とか赤字を出さないということも努力をすればできるのかもしれませんが、これについては、先ほどおっしゃいましたように、原因の分析が必要だということと、あと、もともと市と町とで収納率の数字が違ったという点について、この間、県に対してそれはおかしいんじゃないかということで、町のほうからも声をあげていただいていたと思うんですけど、それについては今というか今後というか、どういうふうになっていく見通しなんでしょうかね。

国保医療課長 今現時点では先ほどおっしゃられたように市の部分で97%、町村で99という設定になっておりますが、それについては令和6年度から市の部分は98に引き上げられました。

この部分についても最終的には全市町村同じ率にしていくということでの考え方は今ありますので、そのようになっていく予定であります。

委員長 分かりました。その点については解消に向けて動いているということで認識をしておきます。

今回、ちょっと収納率が下がってきてるという点については心配を覚える面もありましたけども、基本的に県から示される納付金を納めていって赤字が発生しないのかなあという形では考えてたんですが、以前から言ってますように、やはり国保税については高過ぎるという点の解消といいますか、それは町だけではできないと思いますけども、国・県にやはり財政支援を求めてですね、引き下げていくということが必要だという点について、ちょうどこの令和5年度から一般会計の法定外繰入れをストップしたということで、累積赤字の

解消ということで、これまで一般会計からの繰入れをしてきてきましたが、今後はその時点でも累積赤字が減っていくのかという心配と、あともうひとつ、やはり高過ぎる国保税を引き下げていくという観点からも、私は繰入れをしていく必要があるというふうに考えてますので、併せて国県に対して引き続き、要望していただきたいと思います。

この国保特会につきましては、もう予算の時点で値上げで反対させていただいておりますので、それが執行された決算ですので、これについては問題があるというふうに意見として申しあげておきたいと思います。以上です。

ほかによろしいですね。

(な し)

委員長

それではこれをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第4号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、認定第4号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民生活
部長

失礼して着席をさせていただきます。

令和5年度歳入歳出決算書の28ページをご覧ください。

令和5年度介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算は、歳入総額が26億6,987万864円、歳出総額が26億5,383万6,408円、歳入歳出差引額は1,603万4,456円の黒字となりました。

次に、本決算書の34ページをご覧ください。

令和5年度介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算

は、歳入総額が1,497万9,128円、歳出総額が1,141万780円
歳入歳出差引額は356万8,348円の黒字となりました。

それでは、保険事業勘定の決算の状況につきまして、歳出の部から、各款ごとにご説明申し上げます。

主要な施策の成果報告書資料編の192ページから194ページの、第1款
総務費であります。はじめに192ページ、第1項 総務管理費であります。
介護保険事務に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用について支出
しました。要介護認定の状況を表に記載をしておりますが、要支援2の認定者
数が、令和4年度と比較して大きく増加しているところでございます。

次に本ページから193ページの、第2項 徴収費であります。介護保険料
の賦課徴収事務に要する費用について支出しました。令和5年度の介護保険料
の状況であります。現年度保険料の調定額5億1,285万4,560円に対
し、還付未済額を除いた収入済額は5億1,163万2千円で、収納率は前年
度と比較し0.1ポイント増の99.8%となっております。

次に193ページ 滞納繰越分の状況は、調定額306万3,200円に対
し、収入済額は68万6,830円で、収納率は22.4%となっております。
次に、第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置している王寺周
辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成
などに要する費用について支出しました。

次に194ページの、第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフ
レットを作成をしております。次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第
9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定等について審議をするため、運
営協議会を開催をいたしました。次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会
費では、地域包括支援センターの適切な運営等について審議いただくため、運
営協議会を開催をいたしました。

次に195ページから197ページ、第2款 介護給付費であります。第8
期介護保険事業計画における、令和5年度の標準給付費に対する介護給付費の
執行割合は89.8%となっております。はじめに、第1項 介護サービス等諸
費であります。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、
地域密着型サービス、居宅介護サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改
修などに係る給付費について支出しました。前年度と比較して、件数で1,1

85件、給付費で1億480万円の増となっています。増となっている主なサービス種目は、居宅介護サービス給付であります。次に、第2項 介護予防サービス等諸費であります。要支援認定を受けた被保険者の介護予防サービス、介護予防サービス計画の作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付費について支出しました。前年度と比較して、件数で1,075件、給付費で2,125万2千円の増となっております。

次に、196ページの第3項、その他諸費では、介護報酬の請求に係る審査事務の手数料について支出しました。次に、第4項 高額サービス等費では、高額介護サービス及び高額介護予防サービスに要する費用について支出しました。同一月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合等に、その給付を行うものであります。次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、高額医療合算サービスに要する費用について支出しました。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の自己負担額を合算し、その負担限度額の超過額のうち、介護保険に係る負担分について給付をするものでございます。

次に197ページの、第6項 特定入所者介護サービス等費では、低所得の要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について給付するものでございます。次に、第7項 特別給付費では、地域支援事業対象外である介護用具の支給における住民税課税者分や、緊急通報装置の設置推進における要介護・要支援認定者の機器レンタル分について給付するものでございます。

次に198ページ、第3款 基金積立金では、介護保険給付費準備基金への積立金として、令和4年度決算における黒字収支分及び当該基金の運用益3,722万6,604円を積み立てています。

また、4千万円の基金の取崩しを行ったことから、令和5年度末の基金現在高は、3億3,279万2千円となっているところでございます。

次に199ページから208ページ、第4款 地域支援事業費であります。はじめに第1項 介護予防・生活支援サービス事業費であります。介護予防・生活支援サービス事業に要する費用について支出をいたしました。第1目 介護予防・生活支援サービス事業費では、前年度と比較して、件数で420件、

給付額では995万1千円の増となっています。第2目 介護予防ケアマネジメント費では、前年度と比較して、件数で303件、給付額で105万8千円の増となっております。どちらの科目においても要支援者が受けるサービスでありますので、要支援者数の増加に伴い、決算額も増額となっております。

次に、200ページから202ページの、第2項 一般介護予防事業費であります。全ての高齢者を対象とした運動器機能向上教室・口腔機能向上教室・認知症予防教室等を実施をしました。また、地域における住民主体の介護予防の取組みを強化するため、人材育成や活動支援を行いました。また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施では、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的に、高齢者の状態把握や健康教育を行いました。

次に、202ページから208ページの、第3項 包括的支援事業・任意事業費であります。第1目 包括的支援事業費では、地域包括支援センターの運営に要する費用について支出をしました。包括的・継続的ケアマネジメントでは、日常的個別指導・相談支援困難事例等への指導・助言や、地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築等を行いました。

次に、203ページから205ページの、第2目 任意事業費では、介護給付費等費用の適正化、家族介護教室や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置などの、介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出しました。次に、第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療・介護連携推進事業会議等を開催をしました。次に、第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催するとともに、認知症になってもその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症である人とその家族をはじめ認知症に関心のある人が集まり、情報交換や交流を行う認知症カフェを開催いたしました。

次に206ページ、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、要支援や要介護のおそれの高い人が、自立して生活できるように支援を行いました。次に、第6目 総合相談事業費では、総合相談事業を実施し、相談件数は943件でありました。

次に207ページ、第7目 権利擁護事業費では、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うとともに、権利擁護について理解を深めるため、講演会を開催をいたしました。次に、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメントの支援、地域課題の把握などを推進しました。次に、第9目 生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者等の生活実態に合わせ、住まい、医療、介護、予防及び生活支援の体制を整備するため、生活支援体制推進協議会を開催をいたしました。また、地域包括ケアシステムに求められている医療・介護・通いの場等の社会資源の把握や情報を集約し、WEBサイトに一般公開することにより、住民の方がそれぞれに合った情報収集を行うことができるよう支援をいたしました。

次に208ページ、第4項 その他諸費では、介護予防・生活支援サービス事業の請求に係る審査事務の手数料について支出をいたしました。

次に、第5款 諸支出金であります。令和3年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国・県の支出金等の超過交付の返還金について支出しました。

次に209ページ、第6款 予備費であります。令和5年度では、地域包括支援センターのシステム使用契約の更新にかかる費用について充用を行いました。

続きまして、歳入決算の状況についてご説明をさせていただきます。190ページにお戻りください。第2表として、歳入決算の内訳を記載をしております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものであること、予めご了承ください。

第1款 保険料の決算額は、5億1,303万6,760円であります。前年度と比較して19万9,310円、0.04ポイントの減となっております。

第2款 使用料及び手数料の決算額は、2万5,200円であります。保険料に係る督促手数料となっております。

第3款 国庫支出金の決算額は、5億9,079万7,699円であります。前年度と比較して414万8,224円、0.7ポイントの増となっております。

第4款 支払基金交付金の決算額は、6億4,591万円であります。前年度と比較して、2,999万4,655円、4.9ポイントの増となっております。

第5款 県支出金の決算額は、3億4,914万763円であります。前年度と比較して、859万7,911円、2.4ポイントの減となっております。

第6款 財産収入の決算額は10万2,907円。

第7款 寄附金は、令和5年度での寄附金の受入れはございませんでした。

次に、第8款 繰入金の決算額は、4億6,260万4,969円であります。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰入れとなっております。介護保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費と介護給付費・地域支援事業費に係る町負担等の繰入金を一般会計から繰り入れたものでございます。

また、介護保険給付費準備基金から4千万円を繰入れしています。

第9款 繰越金の決算額は1億516万5,252円となっております。令和4年度の決算余剰金であります。第10款 諸収入の決算額は340万6,314円であります。第三者行為損害賠償金や地域支援事業の利用料等の受入れとなっております。

続きまして、令和5年度介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の決算について、歳出の部からご説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書資料編の212ページをご覧くださいと思います。

第1款 総務費、第1項 総務管理費であります。居宅介護予防サービス事業における内部事務に要する費用などについて支出しました。

次に、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、居宅介護予防サービス計画の作成に伴う臨時職員の人件費やその委託に要する費用などについて支出しました。

次に 第3款 予備費であります。令和5年度におきましては、予備費の充用はございませんでした。

続きまして、歳入の部であります。211ページにお戻りください。第2表として、歳入決算の内訳を記載をしております。この表においても、千円単位での表記となっておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、第1款 サービス収入の決算額は1,237万8,779円であります。地域包括支援センターで作成する介護予防サービス計画に対する収入となっております。

次に、第2款 繰越金の決算額は258万8,552円であります。令和4年度の決算余剰金について受入れを行っております。

次に、第3款 諸収入の決算額は1万1,797円あります。臨時職雇用保険料納付金の受入れとなっております。

以上で、認定第4号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしく審議をいただきまして、原案どおり認定いただきますようお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 192ページの一番上、要介護者等の状況についてというところですが、要支援1は前年、前々年よりもそれぞれ減ってきてます。しかし、要支援2が前年、前々年よりも増えてきているということは、要するに介護する人が増えてくるような方向になっているような気がするんですけども。併せまして、要介護1が少しずつ減ってきているのにもかかわらず、要介護2、3、4、5が増えてきているということは、これは全体的に悪化していると見るのか、どのような見方をしたらいいのか、教えてもらえませんか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 要支援1の方が若干少なくなっているという部分と、要介護1も減っているけれども、要介護2から要介護5の方の人数が若干増えていることへの見解のご質問だと思います。

この状態についてですけれども、要介護・要支援認定の総数で、まず認定者数が増加しております。令和4年度1,705名から1,764名ということで59名増加しております。

今、要介護度別に委員のほうからご質問ありましたけれども、まずは要支援全体、要介護全体で見ていただきたいんですけども、要支援のほうでは令和4年度、合計561名が601名に40名増加しておりまして、増加率は7.1%の増でございます。要介護のほうにつきましては1,144名、合計から1,163名ということで19名、1.7%の増でございます。要支援と要介護、どちらも増加ということになっております。

この結果から町といたしまして、以前から、ご説明をさせていただいておりましたけれども、まず要因として一番に挙げられるのが、来年度2025年を迎えまして、2025年問題というのが社会的問題としてございまして、斑鳩町でもその状態でございます。毎年、後期高齢者の方が200名ぐらいつつ増加してきております。

後期高齢者の方が増加すると、この介護の世界はどうなるかといいますと、前期高齢者であります74歳までの方が、要介護認定を受ける率というのが一般的に、これは国レベルのものでございますけれども、割合的には約3%の方がなる。それが後期高齢者になると23.4%が要介護状態となるという統計がございます。

斑鳩町でも基本的には2025年、来年度にもう迎えるということで、どんどん後期高齢者のほうが増えてきておりまして、やはり要介護という認定を取られると、やはり要支援の状態とは異なりまして、年月とともに少しずつ要介護の状態が重くなってこられるという現状がございます。

そこにですね、町といたしましては何とか要支援の方から要介護への移行を、重度化することを予防しようということで、要支援者のところですけども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でありますとか、各種介護予防事業でございますとか、在宅医療の介護連携、様々な包括支援体制の整備事業を実施しまして、早期に軽度の方、後期高齢者になられましてもやはり要支援になられる状態になっている方はどんどん増えてきますので、そういった方を対象にサービス受給をするため、要介護認定等を推進する中で要支援になってもらって、サービスを提供していただいて要支援者数は増加してきている。

その移行が若干、当然、要介護のほうにございますけれども、それぞれの年度の右のところに事業計画数を上げております。令和5年度の場合、事業計画上、要介護認定者数が1,794名、そのうち令和5年度の実績としまして

1, 764名ということで、一応、計画の範囲内に収まりましたので、この辺、今、実施している各予防等の事業を、引き続き今後も実施して、この状態を何とか保っていったらというふうに考えているところでございます。

齋藤委員 分かりました。ということは、ひとつはその最後のところの計画よりも人数が少ないということと、あわせて後期高齢者になる人数の割合に比して介護の人は少ない。しかし、要支援の人が多いということは、本来ならば要介護になるべきところの人が、要介護にならなくて要支援のほうに移行していると。だから、今まで介護とかいろいろな努力をしておった成果が出ているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

福祉課長 町としてもそう考えておきまして、今後も推進していきたいと考えているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

もうひとつ、195ページのところ、介護サービスとそれから支援サービスのところですけども、これは人数が増えてきているというか、後期高齢者が移行するのが増えてきているからでしょうけども、支援サービス、介護サービスが増えている原因というのは、人数が増えてるからこのようにサービス給付が増えているのか、もしくはほかの要因もあって、例えば、重症化してるから増えてきているとか、そういう要因があるのか、その辺のところはどう考えているのか、教えてもらえませんかでしょうか。

福祉課長 この介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、どちらにつきましても利用件数、給付額等増加してきております。これにつきましては今、ご説明しました、そもそもの要介護認定者の増加というのがまず原因でございます。それと併せて、1人当たりの利用料的なところも増えてきております。

これにつきましては、やはり昨年度コロナウイルスが5類に移行しまして、特にデイサービス中心に伸びてきているという状況もございまして、サービスの控えがございましたけれども、その辺が緩和されてサービス利用の方向に向かっているのは間違いないのかなと思っております。

それと、これも先ほどと重複しますけれども、2025年問題のあたりの影響も出てきていると考えているところでございます。

齋藤委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 決算附属参考資料の5ページの真ん中の、介護保険事業特別会計繰入金。

これ、令和3年、令和4年、令和5年度と、やはりこれもうなぎ登りといいますか、高齢化が進んでるので、正直もうこれはどうしようもない部分はよく分かるんですが、どういように今後、町としたら高齢化、それも急速な高齢化に対応していかれるか、お聞きしたいです。

私、ここへ寄せていただいてから約10%ぐらい高齢化率が上がっていると思うんです。だからそれぐらいの形になってきているので、ちょっとそのあたり、お願いいたします。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 町のまず繰入金の関係でございすけれども、表を見ていただきましたら分かるように、まず介護給付費の繰出金、これは介護保険サービスを利用された場合の町負担分でございすけれども、これがやはり給付の増に伴いまして増加してきている。それともうひとつ、地域支援事業繰出、こちらは要支援の方サービスの関係する繰入れですけれども、こちらのほうも増えてきている。この介護給付費と地域支援事業費、合わせて年々増加してきているという状況でございす。

こちらにつきましては、先ほどの資料編の195ページの給付の状況もございましたけれども、やはり年々、後期高齢者の増に伴う要支援・要介護認定者の増、一人当たりの利用料の増に伴っての結果という状況でございす。

今後につきましてはですけれども、町といたしましては、この4月より第9期介護保険事業計画を立てました。これにつきましては、斑鳩町として高齢者介護のを中心に持続可能な保健運営とするため、また、高齢者の方が地域で

少しでも長く、生き生きと元気に暮らしていただくために、その事業計画を立てたわけですけれども、目標としているところは、高齢者の方がこの斑鳩町において、施設や入院する期間が少しでも短く、長く元気になっていただくための計画を立てましたので、それに基づいて少しでも給付も減っていける方向に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

伴委員

確かに斑鳩町の介護施策、できるだけ今までと同じ生活で、自宅でという感じで進めてこられているような私もその印象ですけれども、この調子でいけば、繰出しを増やすか、もしくは介護の保険料を上げるかしか、やはりどうしようもない部分もあると思うのですが、その辺り、結局、保険料値上げはもう致し方ないというような感じも私は受けるんですけど、そのあたりどうですか。

福祉課長

介護保険の保険料の仕組みにつきましては、これはもう法律的に決まっております。例えば、この第9期でありましたら、先日、斑鳩町の場合、月額当たり5,134円ということで基準額を設定いたしましたけれども、今後3年間の給付量を見込んだ上で、その必要な保険料額を弾いてくるという、決まった形で算出していくことになります。

次は、3年後にまた保険料を設定するわけですけれども、そのときに給付費用がどの状態になっているかで保険料算定をしていくことになりますので、様々な要因があって保険料が決まっていきますけれども、やはり給付増というのが見込まれておりますし、先ほどから申しますように、やはり後期高齢者の方がどんどんどんどん増えていく中で、給付増の方向であるには間違いのないと思っておりますので、それに伴って保険料というものは、やはり上がっていく可能性が高いというふうに思っております。

ただ、斑鳩町もこの保険料の場合、報道等でも出ておりましたけれども、県下で今、下から3番目の保険料額でございます。何とか給付量を様々な事業で抑えて今この保険料額になっております。

今後も引き続き、様々な事業、この福祉課だけではなくて、健康対策課、国保医療課また生涯学習課等の様々な事業を通して、健康寿命の延伸を図りながら、何とか保険料が少しでも安くなれるように取り組んでいきたいと考えてい

るところでございます。

伴委員 ええ答弁ですわ。正直言って、もうそのとおりにしかもう言いようがない。最大限、努力していただいて今の保険料になってる。そしてもうどうしようもないときはもうこれ、値上げというのはもう仕方のない分もあるけど、そのあたりできるだけ努力して、もう避けられないときはもう仕方がないという形で今後とも進めていってください。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 成果報告書の205ページの、認知症高齢者の支援ということで、先ほども各委員のほうからいろいろお話がありましたけれども、答弁者もおっしゃってましたけど、2025年問題ということで、要支援1から2の方が大層増えておられて、その中でやはり認知症高齢者の方も随分増えてこられてると思います。

私も認知症のサポーターということで挑戦させていただいて、今、包括支援センター中心に一生懸命、頑張らせていただいて、認知症カフェの開催とか、今度またJR法隆寺駅でそういう認知症の啓発のイベントもされるんですけども、いろいろなところで包括支援センターの皆さん担当で頑張らせてくださってるんですけども、こういう町をあげて何かこれからもっともっと認知症の方が増えていくと思います。

この205ページの表にもありますけど、認知症簡易チェックリストの利用者数が、令和4年度は676名が、令和5年度は1,683名の方が利用して下さってるということで、皆さんかなり認知症に対する関心度が高くなってると思うんですね。

また、認知症サポーターの養成講座も121名の方が、延べ人数ですけども参加をしてくださってるということで、町の中でも、だんだんだんだんと認知症の方を取り巻く、そういういろいろな支援の手もあると思うんですけども、今後、町としてこの認知症高齢者がどんどん増えていく中で、どのように大きく、認知症になっても住み続けていけるまちをつくっていくのかということら辺のお考えを伺いたいと思うんですけども。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 認知症の今後の推進的などところのご質問でございます。

委員もご存知のとおり、今年の1月1日に認知症基本法が制定されました。先日、ニュースで少し出てましたけれども、この認知症基本法に基づいて現在また国のほうで大綱といいますか、認知症の関係の見直しの的などところを具体的などところを進められているところでございます。

町といたしましては、やはり国のその状況が恐らく今年度中には出てくるのかなと思いますので、それを見まして、その基本計画的などところもございましたけれども、町としてさらに今、様々な認知症に関する事業を実施しておりますけれども、それプラスアルファできる部分がないのかとか、今している事業をどの部分をさらに推進していこうとか、また具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

奥村委員 ありがとうございます。その具体的などところはこれから検討ということでしょうか。

福祉課長 はい。今後、国の情報等出てきたら、それに基づきまして検討していきたいと考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第5号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活 それでは、認定第5号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

部長 決算の認定について、ご説明させていただきます。
はじめに、議案書を朗読をさせていただきます。

(議案書朗読)

住民生活 失礼して着席をさせていただきます。

部長 令和5年度歳入歳出決算書の40ページをご覧ください。令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が5億5,968万9,159円、歳出総額が5億5,992万909円、歳入歳出差引額は、23万1,750円の歳入不足となりました。このため、令和6年度会計において、繰上充用の予算補正の措置を行い、決算を終えております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとにご説明いたします。

主要な施策の成果報告書資料編、216ページから217ページの、第1款総務費であります。はじめに216ページ、第1項 総務管理費であります。後期高齢者医療の資格管理事務の執行などに要する費用を支出いたしました。前年度と比較して決算額が減少しておりますのは、前年度では2割負担が新たに創設され、被保険者証を再送付したことの経費が、令和5年度では減少したことによるものでございます。なお、後期高齢者医療の被保険者数は、令和5年度末で5,113人、総人口に占める割合は18.2%となっております。次に、第2項 徴収費であります。被保険者に対して、広域連合で決定された保険料額の通知のほか、保険料納付の通知並びに収納の管理を行いました。令和5年度の保険料の状況は、現年度分では、調定額4億4,996万2,482円に対し、収入済額は4億5,107万3,116円で、収納率は99.9%となっております。次に、滞納繰越分では、調定額126万4,500円に対し、収入済額は37万6千円で、収納率は29.7%となっております。

次に217ページ、不納欠損処分の状況であります。処分人数は3人、金額で34万8,800円となっております。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金であります。広域連合事務費負担金、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付いたしました。

次に218ページ、第3款 諸支出金であります。保険料の軽減認定や被保険者の死亡などによって、過納付となった保険料を還付したものであります。

次に、第4款 予備費は、令和5年度の充用はございませんでした。

続きまして、歳入の部について説明いたします。214ページにお戻りください。第2表として歳入決算の内訳を記載しております。千円単位で表記してありますので、よろしく願いをいたします。

はじめに、第1款 後期高齢者医療保険料の決算額は4億5,144万9,116円であります。前年度と比較して、1,061万5,846円、2.4%の増となっております。

次に、第2款 使用料及び手数料は、決算額が2万2,300円となっております。督促手数料であります。

次に、第3款 寄附金であります。寄附はございませんでした。

次に、第4款 繰入金は、決算額が1億609万6,593円あります。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れました。また、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担分を一般会計から繰り入れたものであります。

次に、第5款 繰越金は、決算額が7万2,350円となっております。令和4年度会計における出納整理期間中に収納いたしました保険料等を繰り越したものであります。

次に、第6款 諸収入は、決算額が204万8,800円あります。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。

以上で、認定第5号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり認定いただきますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 すみません、ちょっと確認させて欲しいんですけど、この23万2千円赤字が出ている分については、手続きの誤りがあって出てるものでしたっけ。

猪川国保医療課長。

国保医療 過年度におきまして、保険料を広域連合のほうに収めすぎていた分がございました。それが、令和6年度で返していただける形になっておりますので、この部分については解消されるというふうに思っています。

委員長 わかりました。今、まあ、特段、単年度で赤字は実質的には出てないものだというふうに理解はしていますが、これもし赤字になってしまうような状況になったときに、町としては後期高齢者医療については保険者ではないですよ、その場合というのは、会計の処理としたらどういうふうになっているんでしょうか。

国保医療 この後期高齢者医療の特別会計につきましては、集めた保険料をそのまま広域連合に収めると。町で執行しています事務経費についても一般会計から繰り入れていただくという形になっておりますので、基本的に赤字になるということとは想定はされておりませんので、今回のような事務処理の誤りによる部分については原因を突き止めて、広域連合からお金を返していただくことで解消されますので、おっしゃっていただくような赤字になるという決算をするということとはございません。

委員長 わかりました。 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結します。
以上で、住民生活部所管に係る決算についての審査を終わります。
理事者入れ替えのため、10時50分まで休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長

再開します。

それでは、都市建設部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、第2款 総務費のうち、都市建設部が所管する事業につきまして説明させていただきます。座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書（資料編）に沿って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の10ページをお願いいたします。第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。コミュニティバスの実証運行では、奈良交通株式会社に業務委託を行い、運行計画に基づき運行するとともに、王寺駅乗入れを引き続き実施いたしております。また、地域公共交通会議の運営では、直近の利用状況の報告や、令和6年4月以降の次期運行計画の検討などを行い、その結果、現在の運行形態を変更せずに、3年間、継続することとなっております。

次に、18ページをお願いいたします。第6目 企画費でございます。文化振興センター照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、いかるがホール照明設備のLED化改修工事を実施いたしました。

19ページをお願いいたします。和のあかりと未来へのひかり事業の実施では、法隆寺の世界遺産登録30周年記念事業として、10月28日に、法隆寺の南大門から東大門までの境内やその周辺に、住民団体と協働で、木製灯籠等のあかりを設置し、約1万2,600人の方に来場いただきました。次に、文化振興センターの充実では、いかるがホールの施設更新・改修として、小ホールの舞台照明機材更新等工事を実施いたしました。

20ページをお願いいたします。文化振興財団への支援では、公益財団法人斑鳩町文化振興財団に対し、引き続き財政面の支援を行いました。次に、文化振興センターの維持管理では、公益財団法人 斑鳩町文化振興財団を指定管理者に指定し、いかるがホールの維持管理及び文化振興事業を合わせた一体的で

効率的な運営に努めております。

21ページをお願いいたします。第8目 交通安全対策費のうちの、交通安全施設の整備でございます。道路反射鏡や路面表示、標識、防護柵などの交通安全施設の新設及び補修を行い交通事故の発生防止に努めております。

以上、第2款 総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。溝部委員。

溝部委員 斑鳩町一般会計及び特別会計決算審査意見書の中で、24ページ、25ページにわたるところなんですけど、行政財産の異動というところで、公園・広場・緑地、土地2,840㎡の増加ということで、史跡藤ノ木古墳について、史跡用地から公園に分類換えとあるんですけども、これをされた理由というのをちょっと教えていただきたいんですけども。

委員長 溝部委員、すみません。今のところでいうと、総務費ではなくて、もう少し後の方かなと。いいですか。では、答弁お願いします。福居都市創生課長。

都市創生課長 この藤ノ木古墳の歴史公園に分類換えしたことにつきましては、この年度末に史跡中宮寺跡歴史公園とともに、これまで公共施設として条例等による位置づけがなかったことから、今回、令和5年度末に新たに都市公園として位置づけさせていただいたものでございます。

この位置づけすることによるメリットとしましては、都市公園の総面積が増えたことから、地方交付税算入が得られるということでございます。

以上です。

溝部委員 地方交付税算入が得られるということなんですけれども、今まで切り替えてなかった理由とかっていうのはあるんですか。

都市創生 これまでの所管、現在もなんですけれども、生涯学習課のほうになっており

課長 まして、当課ではそこまではちょっと把握してないということで、申し訳ございません、よろしくお願いします。

溝部委員 では後で聞きます。

委員長 それは担当課のほうでやるか、副町長とか。答弁できるんだったら。山本教育長。

教育長 教育委員会のほうで回答させていただきます。

委員長 分かりました。では教育委員会のほうでまたお願いします。 溝部委員。

溝部委員 分かりました。

では続けて、主要な政策の成果報告書の10ページ、コミュニティバスの実証運行というところなんですけど、すみません、これはちょっと要望なんですけれども、コミュニティバスの停留所が役場のところなんですけれども、役場の中に停留所があると思っている方がいらっしゃって、どこに止まるかが分かりにくいというのがちょっと要望として何件かいただきまして、実際は25号線の道路側にあると思うんです。

なので、停留所が分からないという方が時々役場に駆け込んできはって聞かはるというのが実際あって、お休みの日とかやったら、宿直のところで聞かれると。宿直の方も、時々こうやって聞かれますというような回答をされてるようですので、もしちょっと何か表示、停留所はここですよみたいな表示ができるのであればお願いして、検討できる余地があるとすればちょっとお願いしておきます。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前10時59分 再開)

委員長 再開します。 福居都市創生課長。

都市創生課長 コミュニティバスの役場前のバス停につきましては、25号の国道沿いで統一しております。そちらのほうにコミュニティバスのバス停であるという表示はしておるんですが、この役場の正面駐車場で来られるというのは、恐らく以前、そこがバス停だったときがあったのかなと思うんですけど、現在のところ、そういったことはございませんので、また、バス運転手ですとか、先ほどおっしゃられた宿直の方とか、そのような事例が多いかどうかちょっと確認させていただきまして、それに応じて表示等、検討させていただきたいと考えております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 同じ10ページのコミバスですねんけど、定期的に停留所ごとに乗り降りの数といいますか、その辺も取ってはるといいますか、たぶんそうなると思いますけど、全然乗られないような停留所というのがあるように思いますけど、そのあたりどうですか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 コミュニティバスの運行状況につきましては、こちら3か年ごとに運行計画を立てておまして、その計画がちょうどこの令和6年度から3年間ということになっております。

前回のその計画が終了するときに、各バス停の停留所の乗降者等を調べさせていただきまして、全くバスに乗車されない、乗降されないというバス停についてはございませんでした。

一部、少ない停留所はあったんですけども、その前後等で乗降客が多い状況がございまして、そのバス停だけをもし仮に廃止しても、運行がその分、短縮されるということがほぼ見込めないということから、そのまま前回の運行計画を継続して、今回の計画にもそのまま継続しているような状況でございませぬ。以上です。

伴委員 確かに3年にいっぺん、より柔軟に見直すといえますか、いっぺん、決めてしまうと難しい部分あると思う。もう慣れというか、なかなか移動しにくい部分があると思いますけど、あまりにも少ないところ、そういうところがあり、片方は非常に多いところ、確かに短縮という面ではそうかも分かりませんが、もうほとんど乗られないということであれば、場所を変えとか、そういうこともまた考えていただいたらいいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 同じ10ページのコミュニティバスのところなんですけど、王寺駅に乗り入れて補助出してる分があると思うんですけど、それってだいたい、この決算額からいうと幾らくらいになるんですか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 このコミュニティバスの王寺乗入れ負担金につきましては、令和5年度の決算額で239万7,402円となっております。

小城委員 令和6年から令和8年まで3年間継続と、王寺乗入れに関しては特段、何もありませんけども、乗った人に対しての補助というのは、これは毎回、聞いているんですけど、これはずっとやっていこうと思っているんですか。

都市創生課長 こちらにつきましては、まずこのコミュニティバスを運行されている自治体はほかにもあるんですけども、町外へ運行経路がまたがっているというような自治体については、県内ほぼ全てその路線バスの運行賃金に合わせているという状況でございます、奈良交通からもこの負担金の減額等の交渉というのはかなり以前からはやっているんですけども、奈良交通からはそのコミュニティバスもその区間の運賃を、その路線バスに合わせてほしいというようなことで、その原則は曲げることができないということで返答いただいているとこ

ろでございますので、現状の運行を続ける上では、このまま負担金に相当する額をお支払いするというのは仕方ないのかなということで考えているところでございます。

小城委員 それはそうだと思うんですけど、利用されてる方の受益者負担という考え方というのは、今後されていくか、ないんですか。

都市創生課長 町内、乗られている方につきましては、同じ駅でも法隆寺駅周辺の方もおられますし、王寺駅周辺の方、それぞれ町内の方でおられまして、それぞれ生活範囲が違うということで、その方によってコミュニティバスの値段が変わることについては、今のところこの町の運行方針とか運賃の方針では考えていないところでございます。

小城委員 そうだとは思いますが、結局のところこれが最初、始まったときに、実人数を調べてくれと言ったのはそこで、結局、斑鳩町に2万8千人いて、何人の方がこれを利用して、どれくらいの方がその恩恵を受けてるかというところだと思うんです。

その辺はもう一回、法隆寺に乗ってる人、王寺に乗ってると言われても、もうちょっと考えていただきたいなというところで、もうたぶん、回答できないと思うので、意見として。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 今、委員がおっしゃいますように、その負担という話になりましたら、王寺へ乗り入れた方の負担という観点からはちょっと違うことを検討いたしまして、令和6年度の予算からは経費、もともと走っていたところから追加になった分は、王寺には乗入れの距離が追加になった分は追加になってます。その経費は増えてますので、経費としてその予算計上するようにいたしまして、その乗った方への負担が何人で負担せなあかん、しなければならぬというような考え方になってしまっているんで、そこをもう一回考え直して、令和6年度から予算計上の仕方は方法は変更している状況でございませう。

小城委員 分かりました。いろいろ考えていただいているということは理解しましたので、引き続き、これについてはまたお話しさせていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 もういっぺん、確認させてください。

そのプラス、補正といいますか、王寺へ乗り入れる分だけプラス、こういう形になってますけど、それがもう経費として、全体としてここに入ってしまうと、こういう考え方でいいんでしょうか、今の部長の話。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 そのとおりでございます。予算委員会的时候にもこの話を説明させていただきました、それだけ分の負担金が、乗られた方に何か悪影響もしくは考え方に影響があるということで、そのときもそういったご意見をいただいていたと思います。

伴委員 私が正直、お願いした記憶があります。はっきり言って、何か王寺に乗ることが、ちょっとした負担になるといいますか、そういうような形にならないように。なぜかといいますと、正直その前まで本当にあまり乗られてないバスをずっと見てきました。もうだから本当に暗くしているのは人が乗ってないのが分かるからしてはるん違うやろかと、こうやって言われるくらいになってたのが、最近、よく人が乗ってる姿、停留所に多く待っておられる姿を見てます。やはりそのほうが実際この費用がかかっているのに、乗られてないのが一番もったいないと私は思います。そうならないような形で、今後、考えていただく。分かりました。もうそしていただいたらと、私は大賛成です。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 今の話ですけどね、私はちょっと違うかも分かりませんが、生活圏が違
うので、それはもう受益負担というのは分かりますが、それは生活圏が
違うから、小城委員の反論みたいな形になるんですけどね。

生活圏が違うから、それ受益負担というのは、それは何か住民として同じレ
ベルで扱わなきゃならんの違うかなというふうに思いますので、その辺のとこ
ろもやはり考えていただいて。

そういう方向に行ってしまうというのは。そういう方向には行かないでほし
いというのが私の意見です。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしたらすみません、私もちょっと1点、お聞きしたいんですけど、資料
編の21ページの交通安全施設の整備のところですけども、以前からカーブミ
ラーについて、曇るので曇らないやつに更新をしていってほしいということ
で、何年か前から声があったと思うんですけど、ただ、いっぺんに言われて
も、大量に交換をすぐできないということで、順次、やっていっていただい
てると思うんですけど、今、その交換のペースというんですかね、それとあと自
治会のほうから要望がある件数と、その要望に応えられているのかどうか、そ
の辺のところをちょっとお尋ねしたいです。手塚建設農林課長。

建設農林 曇り止めのカーブミラーについてでございますが、曇り止めのミラーにつき
ましましては費用が大変高いため、設置基準を設けて、要望があった場合でも、交
通量が多く、目視での確認が難しいという状況に加え、カーブミラーの交換時
期に要望があった場合は、曇り止めに交換するという判断を行っております。

昨年度につきましては2件の要望がございまして、2件とも設置の判断基準
に該当したということで、曇り止めのカーブミラーを設置おりまして、昨年につ
きましては、2か所で4鏡の設置を行っている状況でございます。

そして、現時点で曇り止めのミラーの設置を待っていただいているという場所
はないというふうに確認しております。

委員長

私も以前お聞きしていて、そのときはできないということで「順番を待ちます」みたいな形で言うてはったんですけど、そのときの要望がきちっと町に伝わって、今、改善されているのかどうかというのは、また確認したいと思いますが、以前、言うてはって、待ってるけどその声が通ってないということはないのかなとちょっと心配したのと、あと今2件に対してはきちっと答えられてるということですけど、だいたい、年間で何個ぐらいだったらいけるのか、予算的なものというのと、どう考えたらいいでしょうか。

建設農林
課長

待っていただいている件数につきましては、過去も含めて要望につきましては安全安心課で受け付けしております、その確認の中で待っていただいているというところはないという確認をしております。

そして、設置についての予算なんですけれども、基本的に予算ではなく、先ほど言いました目視で確認が難しいとか、そういうような場所で交換時期になればということですので、年間の曇り止めのミラーに対して幾らというようなそのお金での何基という形でつけてるわけではございません。

そして、実績につきましては令和3年につきましては2鏡を、令和4年につきましては2鏡で、令和5年では4鏡を設置しているところでございます。

委員長

分かりました。 中川議長。

議 長

今の質問やねんけど、基準ってどんな基準があるん。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

交通量が大変多く、目視での確認が難しい状況、そういう基準を設けております。

議 長

小学生は団体で行くから、通学路の中で優先してあげるとか、だいたいカーブミラーがついてあるところは、目視が難しいからついてあるところが多いと思うんやんか。目視で見れるんだったらカーブミラーは要らんからな。

それから、交通量かて時間帯によったら、多いときもあつたら少ないときもあるしな、その交通量と言われたかて、どんな基準で交通量を計算してるの。

建設農林
課長

カーブミラーは基本的に補助のもので、ゆっくり交差点に差しかかかって、基本的には目視で確認できると思うんですけども、道路が鋭角になってたり、なかなか目視で確認が難しいというようなところについて、それでもってなおかつ交通量が多いというところについて、基本的には考えているということ聞いております

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたら、これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第5款 農林水産業費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、第5款、農林水産業費について、説明いたします。

主要な施策の成果報告書の101ページをお願いいたします。第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございません。農業委員会を開催し、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し、処理を行っております。その他、遊休農地の解消対策として、遊休農地の状況を把握する利用状況調査及び利用意向調査を実施し、貸し付け希望農地等につきましては、担い手へ情報提供を行い、遊休農地の解消に努めております。次に、第2目 農業総務費でございません。主に職員の人件費でございません。

102ページをお願いいたします。第3目 農業振興費でございません。

斑鳩町内で農業振興、農業の活性化のために活動されている農業関係団体に対して支援を行いました。また、農業をはじめとする町内産業の従事者と住民の交流の場を提供し、町内産業への理解と認識を深めていただくことを目的に

「産業まつり2023」を斑鳩の里文化芸術祭と合同開催いたしました。

103ページをお願いいたします。第4目 土地改良事業費でございます。県営ため池等の整備として、奈良県営により桜池の耐震化工事を実施し、工事負担金を支出いたしました。土地改良施設維持管理適正化事業の実施では、三代川の井堰改修工事を実施いたしました。次に、震災対策農業水利施設の整備として、2箇所防災重点ため池で耐震性調査を実施いたしました。また、三室井堰の改修計画に伴い機能保全計画を策定いたしました。次に、いかるが溜池の維持管理として、多面的活用促進事業により完成した周遊道路の維持管理に努めております。

104ページをお願いいたします。第5目 生産調整推進対策費でございます。国の補助事業であります経営所得安定対策事業への加入促進を図り、生産調整の達成に向けた協力依頼を行い、町単独の転作助成金の交付を行っております。第6目 有害鳥獣駆除対策事業費でございます。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託し、カラス・イノシシ・アライグマなどの駆除に努めました。なお、カラスの駆除につきましては、令和5年度から農村地域のウォーキングや、通行の往来者の安全を考慮し、銃による駆除を停止し、パトロールによる追い払いに変更いたしております。また、イノシシ対策については、耕作者が自ら行う被害防止対策事業として、農作物の被害を受ける農地を対象に、電気柵等の設置費用の一部を補助いたしております。

105ページをお願いいたします。第7目 地域農政推進対策事業費でございます。農業従事者の高齢化が進む中、持続可能な力強い農業を実現することを目的に、国の新規就農者経営開始資金を活用し、新規就農者の増加に取り組み、1名の新規就農者に対し給付金を支出いたしました。第8目 遊休農地解消総合対策事業費でございます。農業委員会において遊休農地解消に向けた取り組みとして、菜の花・黒米等の栽培を実証試験展示圃で行っております。また、「農」や「食」への理解を深めていただくため、栽培サポーター事業を実施いたしております。第9目 環境保全活動等支援事業費でございます。農業者の高齢化等により、農地や農業用施設などの地域資源の保全管理が難しくなっていることから、農業資源の共同活動により効率的な施設保全に取り組まれた活動組織に対して助成金を交付いたしております。令和5年度から、目安地

域で新たな団体が参画され合計6団体が取り組まれております。また、環境に優しい農業に取り組む「環境保全型農業」として、稲葉車瀬地区のなし部会の梨栽培において、化学肥料、化学合成農薬の低減に対し助成金を交付いたしました。

106ページをお願いいたします。第2項 林業費 第1目 林業振興費でございます。山林の保全・活用として、森林環境譲与税を財源とし、森林所有者に対して意向調査や森林整備の担い手育成を実施するとともに、危険木の伐採を行いました。第2目 地域で育む里山づくり事業費でございます。荒廃した里山林の整備を森林所有者の協力を得て、ボランティア団体による除伐や下草刈りなどの実施や、里山のイベント活動の実施に対し助成いたしております。

以上、第5款 農林水産業費の決算の概要でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第5款 農林水産業費について、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 104ページの下のところ、有害鳥獣の駆除のところ、カラスとイノシシは対象になってますけども、例えば、アライグマだとか鹿だとか、そういうのは対象外なんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 施策の成果に記載しております有害鳥獣につきましては、猟友会に捕獲を依頼しております、カラスとイノシシの捕獲数の表記としております。アライグマにつきましては、外来生物の防除として町職員による捕獲を行っているところで表記しておりませんでした。

しかし、アライグマにつきましてもヌートリアにつきましても、最近、多く出没すること等もございますので、今後につきましては外来生物という表記で施策の成果に載せていきたいと考えているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。補助が出るのはイノシシだけでしょうか。それともほかにも何かあるのでしょうか。

建設農林課長 国の補助金で、イノシシについてのみ捕獲をすることによって補助金が下りているというような状況でございます。

委員長 ほかにごぎいせんか。 奥村委員。

奥村委員 102ページの産業まつりのところです。今回、この産業まつりが新しい場所へ変わったんですけども、前回、今までやっていたところと今回のところと、参加者についてはどれぐらい、同じようなものでしょうか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 今まで斑鳩町役場の前、体育館の前で実施していた推計になりますが、参加人数につきましては約2千人を計上しておりまして、昨年、いかるがホールで実施した産業まつりにつきましては、2,500人程度だったということで、500人ほど増えてるような状況でございます。

奥村委員 このいかるがホールのところで、この斑鳩の里文化芸術祭と合同開催する、そこら辺のメリットとのはどういうところ辺にあるのでしょうか。

建設農林課長 まず、イベントの統廃合ということで、文化芸術祭と産業まつりの合同させていただきまして、職員につきましても共有するといいますか、同じことを二つの課でやるんじゃなくて、二つの課でひとつのことを合同でできますので、職員の負担も軽減されますし、何より来場者の方が、今まで文化祭を見に来られてた方も産業まつりを経験できる、産業まつりを見に来た方も文化芸術祭を経験できるということで、そういった相乗効果があるということで、メリットとして考えているところでございます。

奥村委員 ありがとうございます。そしたら、これからもそういう意味を込めてイベン

トの統廃合というか、そういうことも考えていかれるということですかね。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設
部長 はい、そのように統廃合というお互いのメリットを生かしたような相乗効果を期待できるイベントについては、検討していきたいというふうに考えております。

奥村委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議 長 105ページの真ん中の下、多面的機能支払交付金と環境保全型農業直接支払交付金と、資料に入れてくれてありますけど、これは金額は何で入れてないんやろ。書いてあるんかな、書いてないな、交付金と直接支払交付金と書いてあるけど、お金が出てこない。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林
課長 今後、金額も入れていくようにしてまいりたいと思います。

議 長 今後、入れといてもおて。

委員長 そうしましたら、よろしく願いいたします。
ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 先ほどと同じ資料編の産業まつり、102ページのところなんですけど、産業まつりのときに、子どもが遊ぶエアドームみたいなものがあったと思うんですけど、あれのレンタル費用は幾らですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 ちょっとすぐ正式な数字が出てこないんですが、15万円程度だったと記憶しております。

小城委員 毎年されるかどうか分からないんですけど、すごく人気があったかなと思うんですけど、たぶんそのときもお話しさせてもらったかもしれないんですけど、町でああいうのを保管とか大変だと思うんですけどね、せっかくやったらパゴちゃんの形のやつ作るとか、何かその辺、検討していただけたらなと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって第5款 農林水産業費に対する質疑を終結します。次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設部長 それでは、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管する事業につきまして説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の108ページをお願いいたします。

第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございます。活力ある商工業の振興として、商工会に対する支援では、斑鳩町商工会に対し財政支援を行うとともに、商工まつりの開催や、法隆寺駅北口商店街のライティング事業を支援いたしました。

109ページをお願いいたします。生活応援券の発行では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている町民の皆さんへの生活支援と地域経済の活性化のため、町民一人あたり5千円を基本として、中学生以下及び65歳以上の方に2,500円を上乗せした生活応援券を、前年度に引き続き配布いたしました。また、創業支援事業の実施では、引き続き、創業支援相談を実施するとともに、町内で新規創業する事業者3件に対し補助を行いました。続きまして、第3目 観光費でございます。

110ページをお願いいたします。観光協会に対する支援では、斑鳩町観光協会に対し、観光振興に対する補助金を交付しております。次に、発信力の充実による誘客として、観光再始動事業の実施では、観光庁所管の調査事業として、法隆寺での、南大門プロジェクションマッピングや、写経・写仏体験、吉田寺での書道・木魚体験などをもとに旅行商品を造成し、PRから販売までの一貫した取組みを実施いたしました。

111ページをお願いいたします。第4目 歴史街道ネットワーク事業費でございます。地域ぐるみの観光ブランド力の強化として、観光ルートサイン等の整備では、観光客の円滑かつ的確な案内を行うため観光案内サイン配置計画に基づいて、上宮遺跡公園に観光ルートサインを設置いたしました。次に、まちなか観光の推進では、商工会青年部が主催する、いかるがマルシェの開催について支援をいたしました。続きまして、第5目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費でございます。情報発信及び観光案内の拠点施設である、法隆寺iセンター等の維持管理について、指定管理者である斑鳩町観光協会と連携し、一体的で効率的な運営に努めております。

以上、第6款 商工費のうち、都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 109ページの創業支援事業の実施のところで、補助件数3件ということで、お店が出てくるというのはよかったかなと思うんですけども、この創業支援相談が12件ありまして、3件しかなかったというのは、やはり何かできなかった事情みたいなものがあるんでしょうけども、その辺のところ、分かりましたら教えてもらえませんか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 相談されてる中でそのまま創業につながった方も、この3件の中におられます。また、そのほか創業につながってない方、といいますと補助金を単純に活

用されてなくて創業されておられる方もおられますし、また現在、創業の準備中がずっと続いているという方もおられます。それぞれのその個々の事情まで詳細は把握してないんですけども、今、把握してる範囲で言いますとそういうこととなっております。

齋藤委員 ありがとうございます。この補助件数3件というの、教えてもらえる範囲内でどのような業種なのか、どの辺なのかというのは具体的に聞いていいんでしょうか。

都市創生課長 3件につきましては、門前のお店で1件、また、JR法隆寺駅から法隆寺までのこの沿線、ちょうど県道大和高田斑鳩線沿いで1件、こちらはカフェとなっております。もう一件につきましては、北口商店街内で情報通信業の方がお一人創業されております。

うち、門前のほうにつきましては2件申請ありまして、抽せんで1件の方と決まっているところでございます。以上です。

齋藤委員 もともと3件しかなかったと、3件しか駄目だったんですか。

都市創生課長 こちらの補助金は予算で上限が決まっております、3つの区分でそれぞれ1件ずつ、3件で参加しているところでございまして、その募集件数以上の申請がありましたら、それぞれの分野で抽選、町内優先という基準もあるんですけども、その中で抽選するということになっております。

齋藤委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議 長 観光協会の補助金やねんけど、今度、iセンターの指定管理候補者があるやんか、もしかよその民間企業が公募になったとしたら、iセンターを拠点にしている観光協会は、これは観光協会の問題やろうけど、どこで稼働しはるのかなと思って。そこら勝手に心配したってるねんけど。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 現在、公募中でございますので、だめな場合とかいう話の直接の協議は行っていない状況ですけども、この事業が進むについて相談等がありましたら、また町のほうでもサポート、アドバイスはさせていただきたいなと思っております。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 111ページの駐車場のところなのですが、資料1で資料請求させていただいたやつからちょっと質問させてください。

今までのこの駐車場の賃借料といいますか、呉竹さん相手のそれを来年度末にホテルがもう完成するというような予定で聞いておる中で、いっぺん整理をしてみたいという思いでこの資料請求をしました。

ここでちょっとこの表の見方からちょっと教えていただきたいんですが、土地賃借料と収益差額があります。その中で、ひとつ言えば、令和元年度、契約額が1,300万円ですね。それが結局1,900万円という形で上がってる。契約以上の金額を納めてくれはるんかなあと。普通、契約すれば契約の金額を納めることになると思うんですけど、このときすごく大きな額を納めていただいと。

この後の令和5年度のやつは、契約額について委員会でもいろいろな形で協議し、また聞いてた1,300万円という形で、これはもともとの契約が2千万円だったのを1,300万円で、実際、継続できるような形というのは記憶にあるんですけど、そこの令和元年度という、何でこれまず、こんな金額で契約額より大きな額で町収入になってるのか教えてください。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 令和元年度の土地賃貸料につきましては、こちら資料の下の注釈のところの下から3行目のところに表記している内容でございますが、この契約書上、着

工予定日、令和元年8月1日と定めておりまして、そこから着工が遅れましたら、1日の遅延につき日額2万8,348円を加算する規定というのがございました。

こちらの実際に着工した日が翌年の2月1日となりまして、遅延日数分184日出ましたので、その分の増額となっております。増額の金額につきましては、こちらに書いておりますように521万6,032円となっております。

伴委員

これも正直、そのときはそういう説明をお聞きしたかも分かんけど、もういっぺん見直してみると、こういうことになってたんだなと。

逆に言えば、あとの減免とかは非常に厳しいというのが、相手さんからよく何回か来てたけど、最初的时候は、逆に言えばちゃんと遅延損害金を、自分とかが遅れたからだ。当たり前と言えども分かんけど、ちゃんとそれを払って、ちゃんと約束を守るといふか、そういう形でやってる。

あとのやつに関しては、理由はあるので約束を反故にしたというような表現はしませんけど、非常にこんな形になってきたというのは、何回か減免の話があった。トータルとして、斑鳩町が減免した金額というのはどのくらいになるわけでしょうか。

都市創生
課長

町としまして減免した額についてであります。この減免、令和2年度から令和4年度につきまして減免をしているんですが、駐車場収支差額をもらっておりますので、その分も考慮しまして、また今後、ここの表にはないんですが、令和6年度と令和7年度につきましても1,300万円まで減額しております。その分を含めまして、町の減額分につきましては約6,630万円となっているところでございます。

伴委員

実質、令和元年度以前、町がやってはったとき、自身の利益といいますか経費を除いた売上げから経費を取って粗利と私よく言うんですけど、粗利と考えると、何ぼぐらいでしたか、駐車場の粗利というのは。

都市創生
課長

こちらにつきましては、観光協会が管理運営しておりました一番直近ですね、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均で、およそ1,300

万円でありましたので、この令和5年度以降の3か年につきましては、それと同額の1,300万円とさせていただいたということでございます。

伴委員

ということは、この2,075万円という契約というのは非常にうちの町からしたら非常に有利な条件、相手さんからしたら非常にしんどい。今までから言ったら1,300万円の粗利である駐車場に対して、2千万円で契約してくれはったというような形になってると。

今現在が前の粗利の1,300万円で契約は2千万円ですけど、これでいくと。そしてホテルが建設された場合は2千万円に戻るわけですか、もう一度確認させてください。

都市創生
課長

ホテルの建設が現在、令和8年の2、3月となっております、ちょうど令和7年度末を予定しているところでございます。

令和8年度以降につきましては、この契約書の契約額どおりの2,075万1千円を賃貸料として収入できるということになっております。

伴委員

本当にこれ続くのかなと。粗利が1,300万円のものに対して2千万円ずつ払っていかれるという気持ちもするんです。

その契約どおりなった場合、実質のところ、これ先ほど聞いた約6,630万円、いろいろ入れますと約7千万円、金利を入れると7千万円に対して、約700万円ずつぐらい余計の契約、本来なら1,300万円に対して2千万円の契約してくれてると。約10年で償還と表現が非常に荒っぽい考え方かも分かりませんが、ホテルがスタートして10年すれば減免したものが戻ってくる。僕らはどうしてもビジネスで考えてしまうんですけど、そういう考え方でいけば、そういうような考え方も考えられるということですか。

都市創生
課長

呉竹荘に対してどれぐらいの額を請求するのが妥当かどうかという問題はありますけれども、仮に1,300万円ということで計算しますと、約1年間で775万円程度になりますので、それを6,630万円、先ほど申しあげました町の減額分の全てで割ると、およそ8年から9年分ということにはなっております。

伴委員 非常に今回、これで整理させていただいて約これぐらいの減免があって、これでホテルが建設してくれはって、約束どおりしてくれはったら、一応、減免した分は戻ってくるというような表現はあれですけど、そういう認識でおるよ
うにいたします。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 110ページの観光再始動事業の実施ということで、法隆寺南大門のプロジ
ェクションマッピング等されて、私も参加をさせていただいたんですけど
も、夜にあれだけの人が斑鳩町の法隆寺参道を歩いておられるのを見たのは初
めてなんですけども、ここまでとは言いませんけど、今後、何か斑鳩町として
大きなこれからも定例化ではないけど、何かそういう観光で呼び込むためのこ
とを考えておられるんでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 世界遺産登録30周年記念事業ということでさせていただきまして、また、
課長 ちょうど観光庁の調査事業という財源があったというのもありまして、このよ
うに大規模なイベントが実施できたという背景がございます。また、法隆寺さ
んのご協力もいただまして、夜間に南大門から東大門まで通り抜けができる
ということもございました。

このようなイベントにつきましては、また法隆寺さんのご協力もいただきな
がら、ちょっと毎年は難しいというような返事はいただいているんですけど
も、節目、節目での開催というものについては、財源等もありますけれども今
後も検討してまいりたいと考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 先ほどの駐車場収入のところ、ちょっと分からなかった部分があるので教
えてほしいんですけど、この1,300万円というのは、駐車場収入の利益で

考えて1, 300万円ですね。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 この1, 300万円につきましては、観光協会が以前、管理してるときの利益分ということでございます。

小城委員 ということは、ホテルが建ったらホテルはその賃料を払って、あとの利益というのは呉竹荘さんが持っていくというような感じの、別途利益というか売上げが上がってくるというところで2千万円の契約という認識でいいんですよね。

都市創生課長 この呉竹荘との契約が事業用の定期借地権となっておりまして、その事業がホテルとマルシェと駐車場ということになっておりますので、その分、全て合わせての利益分から賃貸料をお支払いいただくということになります。

小城委員 ということは、先ほどの六千何万減免した分というのは、契約額をもらったから何年かで償却できるというわけではないんですよね。2千万円以上もらわないといけないという認識ですかね。

都市創生課長 減額分を償却できるかどうかというような考え方に立つと、先ほど委員がおっしゃったことが考えられるんですけども、実質この減額分を町として後で徴収するということにはございませんので、この3年間の減免につきましては、もうこのときの状況で、もう減免した限りということで考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

小城委員 ずっと継続してほしいし四十何年契約、そのまま契約を続けてほしいので無理は言えないかなと思うので。

感覚としては6千万円も減免しても、それはもうそのままということ、今後はこの2, 075万円で行くという認識ですよ。それで間違えてないか、教えてください。

都市創生 はい、そのとおりでございます。

課長

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 今ちょっと同僚の委員からあったので、もう一度、確認させてください。

私この表を見せていただいて、正直言って観光協会が管理してくれてはったときに比べ、この契約の2,075万円というのは、これで正直言ってもっとプロポーザルでいっぱい来てくれはるのに、あんまり少なくなったひとつの原因にあったん違うかと。非常にいい値段で町のほうは、こちら側からすれば契約しはったん違うかなというような、非常にいい値段というか、高い値段で契約しはったように僕は認識しているんですが、そのあたりについてちょっと副町長、お願いしたいんですけど。

委員長 加藤副町長。

副町長 今回の伴委員の説明については、今現在の本来の契約である2,075万1千円の契約金額ということでのお話だというご質問だと思いますけれども、当時、募集をさせていただいたときに、最終的には2社がこちらのほうに応募していただいた状況でございますけれども、それ以前に何社かの問合せ等ございました。

その中で、最終的には比較的、規模の大きい鉄道会社等の管理会社等も来られてましたので、そういった中で事前にちょっとお話を聞いてる中では、最終的に応募されなかった理由としては、賃料の関係がやはり想定事業をしていく上では高いというふうな判断をされたと。そこはたぶん2社ぐらいあったんだと思いますので、今回こういった形で2,075万1千円ということで、おおむね相続税の評価額の大体6%の賃料ということで設定をさせていただいております。

民間あたりですと、長期的な契約になるとだいたい4%というところもございますので、それに比べると斑鳩町のほうはだいたい2%高い金額でさせていただいているところがございますので、その中で2社応募していただいて、最

終的には今現在、呉竹荘さんが、こういった契約で今後、履行していただくということになっておりますので、一般的な考え方でいくと、町の金額の設定については、やや高めで設定させていただいているということでございます。

伴委員 結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

ここで13時20分まで休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

委員長 次に、第7款 土木費について、説明を求めます。

上田都市建設部長。

都市建設 それでは、第7款 土木費につきまして説明させていただきます。

部長 主要な施策の成果報告書の112ページをお願いいたします。第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございます。主な支出は人件費でございます。次に、第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費でございます。道路環境の整備では、町道などを安全かつ快適に利用していただくために、舗装の補修や路肩の草刈りを行いました。

113ページをお願いいたします。公共施設マネジメントの推進として、道路台帳の管理では、新たに認定した路線のデータ化を行い、道路台帳の整理を行いました。次に、第2目 道路新設改良費でございます。計画的な道路の整備として、道路の新設改良では2路線の整備に取り組んでおります。岡本地内

の岡本循環道路、目安2丁目地内の町道437号線では、道路の新設改良工事を実施いたしました。次に、第3目 橋りょう維持費でございます。橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、17橋の橋りょう定期点検を行いました。

114ページをお願いいたします。第3項 河川費、第1目 河川総務費でございます。住環境の整備として、地元施工に係る水路改修及び浚渫事業に対する補助金制度について、2つの自治会から要望があり支援を行いました。また、貯留施設の維持管理として、7地区の施設で浚渫を実施いたしております。自然環境の保全と活用として、毎年度実施されている自治会内水路の清掃に伴う発生土砂等の処分を行いました。

115ページをお願いいたします。第2目 治水対策費でございます。平成緊急内水対策事業について、法隆寺北1丁目地内で予定している調整池整備工事を発注いたしましたが、発掘調査に時間を要しましたことから繰り越しを行っております。

116ページをお願いいたします。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費でございます。計画的な道路の整備として、いかるがパークウェイの整備促進では、国の直轄事業であります、いかるがパークウェイの円滑な事業の実施と整備促進に向け、事業促進に係る予算確保のための要望活動を行うとともに、関係機関等との協議・調整並びに地元対応を行いました。

次に、住環境の整備として、既存木造住宅耐震診断の支援では、昭和56年以前に建築された既存木造住宅の耐震診断を希望される方々へ技術者を派遣し、その診断について支援いたしました。次に、既存木造住宅耐震改修の支援では、耐震性が不足していると判断された既存木造住宅を対象とした耐震改修工事に要する費用に対して支援いたしました。次に、ブロック塀等撤去の支援では、一定の要件を満たしたブロック塀等を対象に、その撤去に要する費用に対して支援いたしました。次に、法隆寺駅南北自由通路等照明設備のLED化では、町地球温暖化対策実行計画に基づき、法隆寺駅南北自由通路及び駅前広場の照明設備のLED化改修工事を実施いたしております。

117ページをお願いいたします。地域ぐるみの観光ブランド力の強化として、歴史的風致維持向上計画の推進では、第1期計画が令和5年度で終了することから、令和6年度から10年間の計画期間で、第2期計画を策定いたしております。次に、法隆寺駅南北自由通路等の維持管理では、自由通路等の施設

について維持管理に努めております。次に、第2目 下水道費でございます。下水道事業会計への支援として補助金を支出したものでございます。詳しくは、下水道事業会計において説明させていただきます。第3目 都市下水路費でございます。都市下水路5路線の浚渫工事を行い、適正な維持管理に努めております。続きまして、第4目 公園費でございます。市街地の整備として、公園の維持管理では、職員による遊具の定期的な点検パトロールを実施するとともに、専門業者による安全点検も実施し、公園及び施設の適正な維持管理に努めております。

118ページをお願いいたします。公園照明設備のLED化では、町地球温暖化対策実行計画に基づき、上宮遺跡公園等の7公園にて、照明設備のLED化改修工事を実施いたしました。続きまして、第5目 都市計画審議会費でございます。都市計画審議会の運営では、令和5年度では、1回開催いたしております。町公共下水道の変更についての諮問などを行っております。続きまして、第6目 開発指導調整費でございます。都市計画法等関係諸法令及び町開発指導要綱に基づき、良好なまちづくりの推進に努めております。

119ページをお願いいたします。屋外広告物の適正な誘導では、屋外広告物許可申請にかかる事務処理のほか、違反広告物の簡易除却を行い、良好な景観の形成に努めております。続きまして、第7目 景観保全対策事業費でございます。斑鳩の里にふさわしい景観づくりとして、景観形成作物の普及では、法起寺周辺地域にて、地域の農地所有者の方の協力により、景観形成作物のコスモス栽培を実施し、自然景観と歴史的景観が一体となった風景、景観の形成を図るとともに、観光資源の充実を図っております。次に、花と緑のまちづくりの推進では、身近な緑化の推進と住民意識の高揚のため、小学校の入学記念樹として、町の花「サザンカ」の苗木を配付いたしております。また、産業まつりの開催にあわせて花の種を配布いたしました。次に、町並み景観形成の推進では、歴史的な町並みの維持を図るため、まちなか観光景観形成事業による補助金の交付を行いました。

120ページをお願いいたします。歴史・自然環境の活用では、斑鳩三塔を見渡せる視点場の整備候補地である、三井地区の岡ノ原について、整備に向けた基本計画を作成いたしました。第5項 住宅費、第1目 住宅管理費でございます。町営住宅の内装修繕や設備機器等の交換など適正な維持管理に努めま

した。また、長寿命化対策として長田団地A棟の屋根、外壁改修工事を実施いたしました。以上、第7款 土木費の決算の概要でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について、質疑をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 資料編の116ページですね。中段のほうに既存木造住宅の耐震診断の支援とあるんですけど、これは斑鳩町では昭和56年5月31日以前に建てられた木造建築というのはどのくらいあるのか。

それから、全体のどのくらい、何%くらいあるのか、ちょっと教えていただけますか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 現在の総数は把握できていないんですが、令和2年度に策定いたしました斑鳩町の耐震改修促進計画内で、住宅総数が令和2年度推計値であります、これはちょっと木造ではないんですけども、住宅総数としまして1万1,796戸ございます。そのうち耐震化されている住宅が9,962戸ということで、その当時の耐震化率は84%となっているところでございます。

横田委員 それで結構です。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 112ページの下のところですけども、去年も聞かせてもらったんですけども、道路環境の整備というところでいつも気になるのは、堤防道路のところですね、御幸橋のところと突き当たるところが細くて怖いので、そのところをぜひ急いでいただきたいと思いますし、その見通しを教えてください。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

目安堤防線についてでございますが、当該路線につきましては国の補助金を活用しながら整備を進めているところであり、昨年度は補助の内示が少なく8.6メートルの堤防の側道の工事を実施したところでございます。今後につきましても、補助の割当てが大変厳しい状況ですが、積極的に補助行いながら整備を進めたいと考えておりますが、計画といたしましても、なかなか補助の割当てが厳しい中で、何年まで行くというのはなかなか難しいような状況でございますが、何度も言いますが、補助を要望しながら進めてまいりたいと考えております。

齋藤委員

西和医療センターの移転もありますので、それにも合わせまして、ぜひ進めていただきますようお願いいたします。

それから113ページの一番下ですけれども、橋梁の環境整備ということで、17橋の橋を点検されたと書いてますけれども、特に問題があるような橋はなかったのか、あれば改修見込みを教えてくださいと思います。

建設農林
課長

橋梁の定期点検の令和5年度の結果についてですが、17橋のうち、「健全な位置判定」が2橋、「予防保全の観察の2判定」が14橋、3判定の「今後、支障が出る可能性があり措置を講じるべき状態として5年以内に補修が必要」という橋梁が1橋ございました。そして、4判定、「緊急に措置を講ずべき状態」の橋梁はゼロ橋でございました。

ですので、3判定の、「5年以内に補修が必要」という橋梁が1橋出ましたので、今後、この5年以内にまた補修のほうを進めてまいりたいと思っております。

齋藤委員

ありがとうございます。南海トラフ地震が発生するという話もありますので、早く補修のほうをお願いしたいと思います。

それから116ページですけれども、先ほどの同僚議員の話もありましたけど、既存の木造住宅の耐震化のところですが、耐震改修が令和5年度、1となっております。1月1日の能登半島地震から、住民の皆さんもやはり

耐震化ということに気を遣ってると思いますけども、募集が3で1しかなかったその原因というんですかね、例えば、お金がかかるだとか、何かネックになってるものというのは何かあるんでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 この事業の補助金額につきましてですが、こちらが対象工事費の3分の1となっておりまして、かつ上限が50万円となっております。

このことから、自己負担しなければならない額がそれなりに高額になると見込まれることですか、また、対象建物が昭和56年5月以前に着工された木造住宅ということにして、高齢の所有者が多く、また、片づけですとか仮住まい等の準備に大きな労力がかかることがありますので、このことから躊躇されるケースが多いのではないかと考えているところでございます。

齋藤委員 ということは、耐震改修に一応、話を聞きに来たとか、そういう件数が結構多かったのか、もしくは少なかったのか、その辺のところも教えてもらえませんか。

都市創生課長 相談件数まで少し把握はできてないんですが、申請自体は2件ございまして、うち1件取りやめされた理由としましては、その入居者が入院されまして、とてもこの改修工事等を手がける労力がないということで辞退されたというケースがございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

それと117ページの一番下ですけども、公園の維持管理というところで、去年は専門業者の点検が年2回となってましたんですけども、年1回に変更された理由というのがありましたら、教えてください。

都市創生課長 町では平成20年から専門業者による点検を年2回行っておりました。この中で、平成30年4月に都市公園法の施行規則が見直されまして、この技術的基準の中で、それまで明文化されていなかった専門業者による遊具の点検頻度

が、年1回を基本とすると定められました。

この後ですね、点検回数が定められた以降も、数年間は年2回の点検を実施してまいりましたが、その間の点検結果の推移と費用対効果等を鑑みまして、専門業者による点検をこの令和5年度から1回に改めたところでございます。なお、職員による点検につきましては従来どおり年12回実施しているところでございます。

齋藤委員 分かりました。職員の点検もありますので、安全管理よろしく願います。

それからもうひとつ、120ページの一番上ですけれども、歴史自然環境の活用ということで、岡ノ原ということで、昨年も聞いておりまして、早くオープンになりましたら、法輪寺から法起寺のルートで観光施設が増えるかなというふうに思っており期待しておりますけれども、いつくらいからオープンになるのか、もしくは現在の計画はどのくらいなのか、教えてもらえませんか。

都市創生課長 こちら歴史自然環境の活用ということで、視点場の整備の今後のスケジュールについてでございますが、昨年度に大枠の方向性を示す基本計画を策定したところであります。今年度と来年度、令和7年度の2か年で、地権者への意向確認及び合意形成に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。

また、それに併せて先進地の視察ですとか国県の活用できる補助メニューの確認、また事業手法、管理手法の検討などを行う予定としておりまして、整備につきましては、それ以降となるというところでございます。

齋藤委員 分かりました。地権者もいっぱいいるでしょうから、いろいろ大変だと思いますけど、ぜひ、こんなことを言ったら失礼ですが、頓挫しないでやってもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

それからもうひとつ、119ページの一番上のところですね、屋外広告物の除却回数と書いてますけ。これは最近、電柱に広告が貼ってあったのが、そのまま残っててみっともないなというのがあるんですけども、そういうのはこの除却回数というか、除去する取組みの中に含まれるんでしょうか。

都市創生課長 屋外広告物の適正な誘導ということで、屋外広告物の除去回数につきまして、は年7回やっております、主に駅前を中心に巡回して屋外広告物の撤去をしているところでございます。

その実績としましては、現在、電柱等に貼ってある貼り紙が一番多くありまして、件数にして年間で26件分除去したところでございます。

なお、この7回の内訳としましては、6回がシルバー人材センターに委託しております。そのほか1回が町職員で巡回しているところでございます。

齋藤委員 と言いますと、これは役場のほうにお願いしたら、予算が限りなのか、そういう順番待ちだとか、そういうことで除去をお願いできるものなのでしょうか。

都市創生課長 そういうのがもしありましたら、職員の者が行って除去するようしたいと思っておりますので、また、情報提供よろしくお願ひいたします。

齋藤委員 ありがとうございます。以上です。

委員長 ほかにございせんか。 伴委員。

伴委員 116ページの下から2番目のブロック塀撤去の支援なんですけど、いつとき、やはり大阪の事件があつて、そして非常に関心があつたんですけど、それから以降、ちょっと年月がたつて、どちらかという意識が薄れてきてるといいますか、その中で、これの要件というのを教えてもらえますか。

支援を受けるときの要件ですね、ちょっと教えてほしいんですが。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 まず、ブロック塀の撤去支援事業についてでございます。対象者としましては、ブロック塀等が設置されている土地の所有者または土地に存する建築物の所有者となっております。

対象ブロック塀につきましては、道路等に面するブロック塀となっております。高さにつきましては60センチを超えるものでございます。

対象工事につきましては、この対象ブロック塀を道路の設置面から上までの高さを60センチ以下にする工事となっております。

補助金額につきましては、ブロック塀撤去工事費の2分の1の額、上限は10万円となっているところでございます。

伴委員

私聞くと、先に申請をしないと下りなかったと。工事後に言うと、また、工事後でも下りると思ってはって、下りなかったということがあったんですが、これ後からやったら何が不具合があるのか教えてください。後からでもおろしてあげたらいいような気がするんですが、このあたりなんででしょう。

都市創生
課長

まず対象工事となるかどうかというところがございますので、その事前審査という意味で先に申請をいただいております。上限もございますことと、また、面積での単価の制限もございまして、その辺りも確認していただいて、ご自身の負担がどれぐらいになるのかと分かっていた上で、工事をしていただく必要があるのかなと考えております。

また、予算の上限もございますので、先に工事をされてしまうと予算の上限で、対象になるのに受けていただけないということも十分考えられますので、その辺りのことから、事前申請制を取っているということでございます。

伴委員

それであれば、何年に1回かでもこの事業が続いてるのであれば、やはり広報、薄れてきてますので、またそのあたりをお願いしたいと思います。

もう一点、119ページの一番下のこの町並み景観形成の推進ですか、これひとつ入って200万円弱の金額になってますねんけど、これはどのような工事をされたわけですか。

都市創生
課長

町並み景観形成の事業でございますので、この法隆寺周辺の地域の一般建造物の景観をよくする事業でございまして、この1件につきましては、法隆寺の西側の辺りの地域で、門屋の屋根ですとか壁面の改修、また、窓を格子状の窓にするような工事をされたところでございます。

伴委員　　これ令和4年度もちょっとこれ「ゼロ」「ゼロ」になってますし、今後まだそういうような建物というのがそこそこあって、この事業は継続してというように感じて考えておられるのか、そのあたりちょっとお聞きしたいんですけど。

都市創生
課長　　この事業につきましては、斑鳩町の歴史的風致維持向上計画に位置づけられた事業でございまして、この計画を今年度からスタートの10年間でまた新たに第2期計画が始まっておりまして、その中の事業として位置づけしておりますので、この10年間につきましては引き続き、この事業を続けてまいりたいと考えているところでございます。

伴委員　　私が聞きたいのは、そこそこ、ここは変えてもらったほうがいいなと思うような建物というのはそこそこ残っているといたしますか、そのあたり目的といたしますか、それは分かるんですけど、実際のところまだまだ変わる要素というか、その歴史的なそれに思ってはるイメージの景観になるようにするための建物というのが残ってるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

都市創生
課長　　この歴史的風致維持向上計画の、景観をよくする整備地区というのが重点区域となっております、この区域がかなり法隆寺門前を中心として広い地域、西は西里で、東は東里ぐらい入るエリアでございまして、この地域につきましては、まだ景観をよくするための建物というのは、法隆寺を中心として残っているものと考えております。

伴委員　　結構です。

委員長　　ほかにございませんか。　中川議長。

議　長　　112ページの道路環境の整備やねんけど、斑鳩町内で白線の消えてる道路がかなりあるねんけど、この道路の整備の中には入らへんのかな。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 白線につきましては、交通安全対策費になりますので、こちらではなく総務費の交通安全対策のほうで計上しているところでございます。

議長 その下の未登記道路の整理やねんけど、前に質問させてもらったときは、何か事業をするときに未登記道路があったら整理していくということやってんけど、今もそういう状況で、何筆くらい残ってるやろ、未登記道路というのは。

建設農林課長 以前に調査したときは、平成30年末での処理筆数は1,485筆ありまして、過去、未登記の整理を行いまして、現在でも780筆程度あるんですけども、これとは別で14条地図の整理等々で、隅切り部分とかそういった部分もまた発覚してきておりますので、これよりまだ多い件数が存在するというような状況でございます。

議長 これはやはりこの前、言ったように事業にあたらんと整理していかないのかな。なんでかいうたら、やはり相続というか、こんなん相続しはるのか知らないけど、登記しやなあかんときにできないような状況って、出てくることないのかな。そんなんはないの。

建設農林課長 事業のあったときには、今おっしゃったように整理のほうをしていくわけですが、当然、例えば、個人さんが土地の整備をする、個人さんが家の建て替え等々するという中で、そういった未登記があった場合は、その際にも併せて未登記の整理を行っているところでございます。

議長 そういうときに整理するのに放っという整理できないような状況になる場合もあるか分からへんから、やはり整理できる人、すぐに了解もらって登記のできるようなところは整理していくとかいうような考え方はないのかな。

建設農林課長 積極的に町のほうから計画的にこの部分、この部分というような形の整理はなかなか難しいと考えておりまして、何度も言うように、町の事業、個人さん

の事業等々で発覚した部分に対しての整理を少しずつでも進めていきたいというような考え方でございます。

議長

次にね、貯留施設の維持管理で31万1,300円で、これ県の指導というか、千平米超える開発には貯留施設を整備しろという、これは県のあれやわな。

あと、開発が終わった後、この池を県やなしに町に寄附というか移管して、町でこれをずっと管理していかなあかんよな。これ県が決めたことやのに、何で町がこの管理をしていかなあかんのか、ずっと不思議でしゃあないのがひとつと、これを県に何か、せめて何ぼか、2分の1でも経費として出せよとかいうような話はできないのかな。

建設農林
課長

基本的にこの貯留施設につきましては、大和川総合計画の、大和川に大雨が降ったときの負担をかけないということの一環として、行政のほうではため池貯留等々やってるんですけども、民間においてもそういった貯留施設をつくることによって、河川の負担を減らすというのが大きな目的でございまして、県のほうが主導となって、奈良県では主体的に他府県ではないようなこういった民間の開発で調整池を設けているというような状況でございまして、その中で、その地域、地域の浸水被害を軽減することもございますので、どうしても町がそれを引き受けて管理をするということになっている状況でございまして、

そして、県にも国も対してですけれども、これに対する維持管理というのはどこの市町村も多くの金額がかかりますので、こういった維持管理についての補助を国・県に要望はしているところでございます。

議長

それはそれで結構ですけども、その下のね、井堰管理組合に対する支援で30万円あるんだけど、これは要っても要らんでも毎年ずっと30万円出してるのかな。

建設農林
課長

こちらの井堰管理組合につきましても、竜田川に存在する峨瀬井堰、三室井堰について補助を行っているところでございますが、年間、電気代等々を含めますと、ファブリダムを膨らます電気代、ポンプアップでポンプを使用する電

気代等々、約100万円以上の金額が必要になってきますので、その中で1地区15万円の補助を行っているという状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 資料編の112ページの、道路関係の整備のところの路肩の草刈りなんですけど、これはもう町に関わるところで、県の河川とかその辺は入ってないという認識でいいですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 県の河川も入っております。といいますのが、県の河川の堤防につきましては、町道として県の河川の堤防を占用させていただいている立場でございますので、その占用してる道路から1メートルの範囲につきましては、占用者の町が草刈りを行うことになっておりますので、町で草刈りを実施しているところございます。

小城委員 ありがとうございます。県の河川のところで県がやってくれる草刈りというのは年何回かあって、それはもう県が全部やってるという認識でいいですよな。

建設農林課長 基本的には、県の河川につきましては、何年か前までは年1回の草刈りやっただけなんですけども、ここ数年は年2回の草刈り、それも堤防の天場から下までの全体の草刈りを県のほうが2回やっていただいております、そこで2回だけでは道路部分に繁茂しますので、その足りずの1メートル部分だけを町が年3回から4回行ってるような状況でございます。

小城委員 ありがとうございます。たぶん、再三、県にも要望してもらってると思うんですけど、県の河川のところで草って刈るタイミングでどうしてもそうなると思うので、町の持ち出しができるだけないよというのを、また県のほうに要望していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結します。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費、第4目 水防費、令和5年6月2日豪雨応急対策関係について、先に総務部長から一括して説明を受けておりますので、第8款 消防費についての質疑をお受けいたします。

資料編の124ページ。ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第8款 消防費に対する質疑を終結します。

次に、第10款 災害復旧費、第1項 農林水産業施設災害復旧費及び第2項 公共土木施設災害復旧費について、先に総務部長から一括して説明を受けておりますので、第10款 災害復旧費についての質疑をお受けします。

ページ数は166ページになります。

(な し)

委員長 これをもって、第10款 災害復旧費に対する質疑を終結します。

次に、認定第6号 令和5年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設部長 認定第6号 令和5年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設
部長

それでは、令和5年度 斑鳩町水道事業会計決算書に沿って説明させていただきます。決算書の2ページ3ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出でございます。収入では、第1款 水道事業収益、最終予算額7億5,970万2千円に対しまして、決算額7億8,678万5,946円、差し引き2,708万3,946円の増となっております。

次に、支出でございます。第1款 水道事業費用、最終予算額10億6,806万円に対し、決算額9億40万9,045円、不用額1億6,765万955円でございます。

次に、4ページ5ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入では、最終予算額1億7,469万1千円に対しまして、決算額1億5,846万7,600円となり、1,622万3,400円の減でございます。

次に、支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額3億7,995万円に対し、決算額が3億873万7,902円で、不用額は7,121万2,098円でございます。表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,027万302円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,339万1,512円と、過年度分損益勘定留保資金1億3,687万8,790円で補填いたしております。

次に6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。当年度純損失は1億2,709万281円となり、当年度未処理欠損金は562万424円となりました。

7ページをご覧ください。剰余金計算書でございます。最下段をお願いいたします。当年度変動額として、当年度未処理欠損金が562万424円となり、資本合計は21億8,823万8,507円となっております。

8ページをお願いいたします。令和6年3月31日現在の貸借対照表でございます。まず、資産の部では固定資産が52億4,702万2,969円、流動資産は6億479万4,373円でございます。

次に9ページ、負債の部では、固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計が

36億6,357万8,835円でございます。資本の部では、合計21億8,823万8,507円となっております。

次に、令和5年度 決算附属資料の2ページをお願いいたします。水道事業報告書についてご説明させていただきます。(1) 総括事項といたしまして、業務状況では、契約件数が前年度より82件増加し1万1,635件となり、年間総給水量は前年度と比較して7万7,607立方メートル減の295万842立方メートルでございます。なお、有収率は昨年度と比較して1ポイント増の93.6%となっております。建設改良費では、配水設備で、現場技術業務委託1件、配水管新設工事で1件、老朽管更新事業で工事4件、公共下水道築造工事関連で工事3件を発注し、管延長1,461mの整備を行いました。浄水場設備改良費では、三井上水道庁舎改修工事を行っております。これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より1,908万4千円減の2億1,264万1千円となります。詳細につきましては、5ページに、工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。

次に、財政状況でございます。営業収益のうち、給水収益は、有収水量が前年度と比べ4万3,307立方メートル減少し、物価高騰による生活支援対策として、基本料金を9か月分免除いたしましたことから、前年度と比較して2,235万7,302円減の4億9,524万8,123円となっております。

また、営業費用では、前年度と比較して1,380万947円減の6億6,614万6,455円となりました。主な内訳といたしまして、原水及び浄水費では、修繕費、受水費等の減により、前年度と比較して958万3,715円の減、配水及び給水費では、修繕費等の減により、前年度と比較して855万2,981円の減、総係費では、委託費等の増により、前年度と比較して206万9,926円の増、減価償却費は、前年度と比較して503万5,203円の減となっております。営業外収支では、収益が1億8,713万6,251円、費用が1,787万1,406円となり、営業外収支は1億6,926万4,845円となり経常利益は2,633万5,809円となっております。特別利益及び特別損失では、浄水場庁舎解体等に伴う臨時損失により1億5,342万6,090円の損失となっております。以上から、純損失は1億2,709万281円となっております。次に、資本的収支では、冒頭に申しあげ

ましたとおり1億5,027万302円の支出超過となり、過年度分損益勘定留保資金と、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。(2)経営指標に関する事項では、決算における経営成績について、経営の健全化を示す経常収支比率は、前年度比5.95ポイント増の103.85%となっております。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比2.68ポイント増の87.42%となり、100%を下回るものの、基本料金を9か月免除したことによる一時的な減少でございます。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す、有形固定資産減価償却率は前年度比0.33ポイント増の55.10%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比1.65ポイント増の30.12%となり、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は前年度比0.77ポイント減の0.85%となっております。

次に、4ページをお願いいたします。(3)議会議決事項として7事項、(4)職員に関する事項では、職員の配置状況として、業務関係で転入が1名、転出及び退職が1名で増減はなく、また会計年度任用職員が1名増となっております。

次に、6ページをお願いいたします。業務量に関する事項でございます。下段、供給単価では、1立方メートル当たり消費税抜きで179円31銭、物価高騰による生活支援策による収益減のため、前年度比較で6円21銭の減となっております。給水原価は、1立方メートル当たり消費税抜きで205円12銭、浄水場庁舎の解体等によって長期前受金戻入が増加した結果、前年度と比較して13円82銭の減となっております。

次に、9ページをお願いいたします。(1)固定資産の取得状況でございます。三井上水道庁舎改修工事により3,104万円、構築物では管工事で総延長1,461mなど、1億8,696万6,916円の資産を取得いたしております。(2)重要な契約の要旨として、契約額が1千万円以上の工事が8件、委託を1件発注いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。(3)企業債及び一時借入金の概況では、企業債の前年度末残高が11億7,770万3,134円、本年度借入高が9,300万円、本年度償還高が9,576万2,472円となり、本年

度末残高は11億7,494万662円となっております。なお、一時借入金
はございません。(4)他会計補助金の使途につきましては、収益の部では、
営業収益中の給水工事収益は受託工事費に、手数料及び雑収益は、配水及び給
水費に充当し、営業外収益中の他会計補助金は、減価償却費及び、企業債利
息、総係費に、雑収益は総係費に充当いたしております。特別利益中の過年度
損益修正益は減価償却費へ充当いたしております。また、資本の部では、工事
負担金を建設改良費へ充当いたしております。(5)その他の会計処理に関す
る事項では、たな卸資産の購入限度額の執行額は83万2,375円となって
おります。

なお、11ページ以降、決算関係書類、21ページ以降に参考書類、決算資
料として、資料①から資料⑤を添付いたしております。

以上で、認定第6号 令和5年度 斑鳩町水道事業会計決算の認定について
の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、なにとぞ原案どおり可決、認定いただけますようお
願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、水道事業会計について、質疑をお受けいたしま
す。 齋藤委員。

齋藤委員 主要施策の成果報告の本編の36ページの一番下ですけども、ライフライン
の確保のところで、アセットマネジメントにより、計画的に老朽管の更新を進
めたとありまして、右のほうの進捗率を見ますと、令和3年度、18.2、令
和4年度、24.5、令和5年度、48.6ということで、一気に倍近く進捗
が増えてますけども、これはどのような工事でこのように進捗が進んだのか教
えてもらえませんかでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 老朽管の更新についてでございますが、毎年度、計画的に進めていってると
ころですけども、まずこちらに載させていただいてる第5次総合計画として、
課長 令和3年度から10年間において、漏水等ライフラインの影響を考慮して、合

計150ミリ以上の管路で、40年以上経過した塩化ビニル管の更新を整備目標としているところがございます。

その中で、150ミリ以上の40年以上を経過した塩化ビニル管でございますが5.6キロあります。ただ、こちらにつきましては、他事業との関連事業、優先順位等を考慮しまして、10年間で整備を4,190mとしているところがございます。

これにつきまして、前期計画として5年間で2,290mを整備目標としていますことから、令和4年度は他の関連等考慮しまして、口径150ミリ以上の管の整備延長が145メートルとなっていたのですが、令和5年度は552mの更新が進められたことから、進捗率が大幅に上昇する結果となっております。

齋藤委員 分かりました。ということは、この塩化ビニル管というのは少なく、距離もそんなに長くなかったもので、たまたまそこが工事の時期に入って一気に進んだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

上下水道課長 おっしゃるとおりで、塩ビ管につきましては、ここは基幹管路として150ミリということなんですけども、100以上の管等もございます、100mとかの。ただ、そちらのほうについてはここにカウントされてないので、たまたま下水道との関連工事等で、150ミリ以上の管の工事が少なかったということがございます。

齋藤委員 あともうひとつ教えてもらいたいの、令和5年度水道事業会計決算資料17なんですけど、昨年までは一番最後のページに財政推計表というのが添付されておったんですけども、令和5年度の決算はついてないです。

水道事業といいますのは、令和7年度から一体化になりますので、令和5年度、令和6年度の推計表というか、その詳細というのが分かるようなものはつけなくてもよかったというか、何かつけてほしかったなと思うんですけど、つけなかった理由というのは何かあるのでしょうか。

上下水道 こちらにつきましては、令和7年度から先ほど申しましたように一体化にな

課長 　　るということで、そういった中で当然、県全体の推計表とか斑鳩町も含めた分も出している中で、ちょっと数値等が混乱したりとかしても駄目なので、そちらのほうで説明させていただいてるということで、今回は省略させていただいたというところでございます。

委員長 　　私もついてないのは気になったんですけども、まだ入るかどうかが決まってないよという中で、資料としてはやはり決定するまでは出していただきたいなと思うんですけど。その混乱するからというのはきちっと比較できるようにということでも出してほしかったなと思うんですけど。

それは委員さんからも意見があって、今回、議案で出てきまして、今議会で方向性は決まるんでしょうけど、そこの受け止めちょっと答弁してもらえませう。資料がないという指摘に対して。 岡村上下水道課長。

上下水道課長 　　推計表については精査はしているところなので、またつけさせていただくということ。

委員長 　　すぐにできるんですか。

上下水道課長 　　はい、つけさせていただくということ。

委員長 　　会期中に資料、出せるんですか。

上下水道課長 　　はい、ありますので、つけさせていただきます。

委員長 　　今、持ってるんですか。

暫時休憩します。

（ 午後2時16分 休憩 ）

（ 午後2時18分 再開 ）

委員長 　　再開します。 岡村上下水道課長。

上下水道課長 資料につきましては、建設水道常任委員会のほうで説明させていただくという
ことで、ご了承願います。

委員長 そうしましたら、そのようにお願いするのと、休憩中に齋藤委員からもあり
ましたように、企業団に加入するまでの期間ですね、令和6年度についても資
料としてはつけてほしいと思いますので、そのこともお願いしておきます。
ほか、質疑等ございませんか。 奥村委員。

奥村委員 一点、監査委員のほうから、水道事業決算審査意見書の中で配水管で漏水が
生じると有収率が低下するというので、漏水検知技術について情報収集し
て、可能なものがあれば漏水をしっかりと見つけられる、そういう機械を導入
してはどうかというふうに言っていたらいいんですけども、そこについては
ご意見はいかがでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 現在、漏水調査につきましては、音調調査と申しまして音を聞いて漏水箇所
を見つけるであるとか、定期的に機械をふせまして音の変化がないかとかい
った漏水調査というのは、現在、業務としてさせていただいているところでござ
いますので、引き続き、そういった調査をしながら、未然に漏水が防げるよう
にしていきたいということで考えております。

奥村委員 今のご意見でしたら、今までやっている夜中とか音の静かなときに聞きに回
るといふか、それをそのまま続行するということとお考えになってるといふこ
とですかね。

上下水道課 引き続き、状況を見ながら実施していきたいと考えております。

奥村委員 ということは、監査委員がおっしゃってる情報をしっかりと収集して、この漏
水管を早く見つけるために新技術を導入していったらいいということに関し

ては、今のところは考えてはいないということでしょうか。

上下水道
課長 今のところは通常どおりなんですけども、今後そういった新技術等、調査・研究してまいりまして、また、調べながら進めていきたいということで考えております。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 たぶん、水道管の老朽化がいろいろ進んでいて、いわゆる途中、弁を入れたりとかで、被害があったときに被害範囲を狭める努力というのはしてもらっていると思うんですけども、今後もし起こったときに一番被害の出るところというのは想定はされてますか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道
課長 直接被害というか、現在、先ほど言いました老朽管ですね、40年以上経過している塩ビ管であるとか、そちらのほうについては当然、把握しているところなので、そういったところに注意が必要なのかなということで考えているところでございます。

小城委員 引き続き、その辺、注意していただいて、被害拡大だけないように努めていただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、水道事業会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第7号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、認定第7号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設
部長

それでは、令和5年度 斑鳩町下水道事業会計決算書に沿って説明させていただきます。

決算書2ページ、3ページをお願いいたします。(1) 収益的収入及び支出でございます。収入では、第1款 下水道事業収益、最終予算額7億4,158万6千円に対しまして、決算額7億3,640万7,162円、差し引き517万8,838円の減となっております。

次に、支出でございます。第1款 下水道事業費用、最終予算額7億2,875万4千円に対し、決算額7億1,942万2,118円、不用額933万1,882円でございます。

次に、4ページ、5ページをお願いします。(2) 資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入では、最終予算額8億5,639万5千円に対しまして、決算額7億9,879万5千円となり、5,760万円の減でございます。

次に、支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額9億3,109万7千円に対し、決算額が8億6,272万8,901円、継続費繰次繰越が2千万円で、不用額は4,836万8,099円でございます。

なお、表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,393万3,901円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額686万3,723円と、過年度分損益勘定留保資金5,707万178円で補填いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。当年度純利益は1,012万1,322円となり、当年度未処分利益剰余金は3,679万3,067円となりました。

7ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。最下段をお願い

いたします。当年度変動額として、当年度未処分利益剰余金が3,679万3,067円となり、資本合計は14億9,634万2千円となっております。

8ページをお願いいたします。令和6年3月31日現在の貸借対照表でございます。まず、資産の部では固定資産が184億4,868万1,566円、流動資産は4億531万2,785円でございます。

次に、9ページ、負債の部では、固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計が173億5,765万2,351円でございます。資本の部では、合計14億9,634万2千円となっております。

次に、令和5年度 決算附属資料の2ページをお願いいたします。下水道事業報告書についてご説明させていただきます。(1)総括事項といたしまして、業務状況では、本年度の業務量は、供用面積が4ヘクタール増え、273ヘクタールとなり、供用人口が1万9,904人となりました。また、接続申請件数は233件増加し、累計5,057件となり、普及率は、昨年度と比較して1.3ポイント増の71.0%、水洗化率は、昨年度と比較して1.7ポイント減の76.2%となっております。建設改良費では、管路建設改良事業で、継続工事1件を含め、工事8件・委託業務2件を発注し、管渠延長1,708mの整備を進めました。これらの事業費は3億5,258万8,600円となっております。詳細につきましては5ページに、工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。

次に、財政状況でございます。営業収支は4億2,788万9,224円となり、営業収益では、前年度と比べ358万743円増の1億6,478万902円となっております。営業費用では、前年度と比較して1,414万5,654円増の5億9,309万126円となり、その主な内訳といたしましては、減価償却費1,184万4,205円の増、流域下水道管理運営費負担金が150万5,494円の増となっております。

また、営業外収支では4億3,952万6,946円となり、特別損失では151万6,400円の増となりました。以上から、純利益は1,012万1,322円となっております。

次に、資本的収支では、冒頭でご説明しましたとおり6,393万3,901円の支出超過となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、過

年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。(2)経営指標に関する事項では、決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は101.64%で100%を超えておりますが、整備途中のため使用料収入が少なく、一般会計からの補助金に依存している状態となっております。また、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率では、70%台と低く、本町の公共下水道が整備途中で、普及率が未だ低いため、維持管理費に対して、有収水量が少ないことが原因となっております。一方、管渠等が比較的新しいことから、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は13.54%と低く、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率や、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管渠改率は、ともに0%となっております。

次に、4ページをお願いいたします。(3)議会議決事項として4事項、(4)認可行政官庁許認可事項では、斑鳩町公共下水道都市計画区域拡大に伴う、斑鳩町公共下水道計画の変更として1事項、(5)職員に関する事項では、職員の配置状況として、転入による増が1名、転出による減が2名となり、合計で1名の減となっております。

8ページをお願いいたします。(1)固定資産の取得状況でございます。構築物で、管工事総延長1,708m、3億3,833万8,887円、また、宅地造成に伴います受贈構築物としまして1,676万7千円を取得いたしております。

9ページをお願いいたします。(2)重要契約の要旨として、契約額が1千万円以上の工事5件と、測量調査設計業務委託1件、事業計画変更業務委託1件、水道工事に伴う水道移設工事補償1件でございます。

次に、10ページをお願いします。(3)企業債及び一時借入金の概況では、企業債で、前年度末残高が82億9,108万3,189円、本年度借入高が2億4,650万円、本年度償還高が4億7,626万1,556円となり、本年度末残高は80億6,132万1,633円となっております。なお、一時借入金はございません。(4)その他の会計処理に関する事項では、他会計補助金として、合計で5億1,944万1千円を受け入れており、他会計補助金等の用途につきましては、収益の部では、一般会計からの補助金を総

係費等に充当し、資本の部では、国庫補助金は管路建設改良費に充当し、一般会計からの補助金及び、下水道事業負担金は、企業債償還金に充当いたしております。

なお、12ページ以降に決算関係書類、27ページ以降に参考書類、決算資料として1から4を添付いたしております。

以上で、認定第7号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、なにとぞ原案どおり可決、認定いただけますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計について、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 令和5年度水道事業会計決算資料20の一番最後のページの財政推計表について、二、三教えてもらいたいです。

収益的収支、資本的収支の中の他会計補助金、それから資本的収支の中には他会計出資金という欄がありまして、令和4年度と推計表を比べてみますと、金額は合計しますと、ずっと最終年度まで、令和22年度まで一緒に推計して、他会計からの補助金は金額が計算は一緒なんですけども、ひとつ収益的収支の他会計からの補助金が少しずつ少なくなっていくって、それから資本的収支の他会計出資金が少しずつ増えていってるのは、これはどういう理由なのか教えてもらえませんか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 こちらにつきましては決算の精査によりまして、まず、資本的収入の、いわゆる3条予算なんですけども、こちらのほうはもともと予算当時、財政推計をつくるときよりも接続件数等の増加により、使用料収入が増額になったことから、繰入金のほうを下げた計算の中で、またもうひとつですね、資本的収入の4条、こちらのほうと、割り振りですね、調整しながらやっておりますので、3条の資本的収入の分が下がっているといったところでございます。

齋藤委員　　ちょっとよく分からないんですけど、分かりやすく教えてもらえませんでしょうか。

委員長　　上田都市建設部長。

都市建設部長　　財政推計の推計表の中で、収益的収支の上から1番目、使用料収入という欄がありまして、使用料収入は当然、接続率が高くなって接続ケースが多くなりますと、当然、使用料が増えてまいりますので、その分、財源が出てきますので、一般会計からの補助金が減っていくという、それが収益的収入になります。

　　そして資本的収支の他会計出資金が減っていってますけども、それは整備がだんだん終わって行って、整備が完了するに伴って、だんだん完成に伴うということで、出資金がだんだん少なくなるという。

　　当然、起債、償還とかも少なくなってくるので、その分で少なくなっていくというようなことをございます。

委員長　　部長、今の説明、おかしくないですか。資本的収支の他会計出資金、増えていってますよ。上田都市建設部長。

都市建設部長　　申し訳ございません、整備が完了するものの、起債の償還がピークというか、だんだん増えていくので、償還金に係る費用で増えていくということで、一般会計からの補助金はそれを見越した額で計算しているということです。

委員長　　齋藤委員。

齋藤委員　　ということは、要するに一般会計からの補助金、クロスして収益的収支は補助金は接続率が増えているから少しずつ減らしていきますと。

　　その減らした分を企業債の残高を減らすために、ちょっと増やして行って、そういう意味でなくて。

委員長 上田都市建設部長

都市建設 改めてすみません。事業を進める上で、金額、国庫補助金以外の起債に頼る
部長 部分は30年償還として借りております。

だから、平成の当時からずっと30年の償還金がありますので、そのピークを迎えるのが、令和13年頃の出資金が4億4,700万円、これピークを迎えますので、償還金のピークを迎えます。

その後、令和14年以降は、その償還がだんだん終わっていきますので、出資金は減っていくと。要は、ピークが令和13年度をピークとして起債の償還に充てているということでご理解いただきたいと思います。

齋藤委員 それは分かりました。

しかし、収益的収支と資本的収支の合計額が昨年度と一緒というの。一緒に少しずつ収益的収支の他会計からの補助が減って行って、減った分だけ他会計からの出資金が増えていってる。

全体は減ってきてるけども、金額が増えていってるというのはなんでかな。

委員長 暫時休憩します。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時45分 再開)

委員長 再開します。 岡村上下水道課長。

上下水道 財政推計表なんですけども、毎年そんなに大きく変わることはないの、そ
課長 ちらのほう割り振りした中で、現在の数字になっているということでございま
す。

齋藤委員 わかりました。もうひとつ、企業債残高がですね、昨年度の分と比べて減っ
てきている、これはすごい素晴らしいことだと思うんです。この減ってきた、
改善した理由というのは、それはもちろん改善努力だと思うんですけど、それ

は主なものは何が改善努力になったのか。

上下水道
課長 主な要因としましては、現在整備を進めている中で、普及率が上がっているということになるんですけども、企業債の概念としましては、整備された公共下水道はその時期の世代だけが恩恵を受けるのではなく、将来に渡って受益を受けることから、現世代だけ負担がかからないよう、負担をならすという意味合いもございまして、平成4年度から整備を進め、現在企業債残高が80億円を超えていることから、今後の次世代に大きな負担残高が減少する範囲で、整備を進めて普及率が上がっているということで、このような結果になっているということでございます。

齋藤委員 それはようわかりますけども、企業債残高が昨年度の決算よりも減っている、それはそういうことなんですけども、減らしたということは、なんか去年よりも、おととしよりも去年のほうが努力したから減らしたわけですよ、その努力したのはなにを努力したから減らしたのか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時47分 休憩)

(午前2時50分 再開)

委員長 再開します。 上田都市建設部長。

都市建設
部長 当該年度の事業費が返す額を上回らないように事業を進めていることで、残高が減っているということでございます。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 これをもって、下水道事業会計に対する質疑を終結します。

以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れ替えのため3時10分まで休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後3時10分 再開)

委員長

再開します。

それでは、続きまして、教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

それでは、第2款 総務費のうち、教育委員会事務局が所管いたします決算の概要について、ご説明申しあげます。失礼して座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書(資料編)の25ページをお願いいたします。第1項 総務管理費、第11目 青少年対策費でございます。青少年の健全育成のため、青少年問題協議会が中心となり、青少年に対する声かけなど、夜間を中心とした巡回補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めました。また、青少年の非行・被害防止強調月間及び子ども・若者育成支援強調強化月間に合わせ、7月の商工まつり会場及び1月には小中学校において啓発物品の配布を行い、住民の方々に対する青少年の健全育成に向けた意識の高揚と協力要請、協議会組織の周知に努めました。さらに、青少年悩み事相談の実施として、引き続き、中央公民館に相談員を配置し、青少年のあらゆる悩みごとに対する相談事業を実施し、青少年を含めた住民の悩みの解消に努めました。

以上、第2款 総務費のうち、教育委員会事務局が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。 小城委員。

小城委員

青少年の啓発のところなんですけど、たぶん昔と今って状況が変わってて、

補導件数とかも減っているのかなと思うんですけども、そのあたりって補導件数であったりとか、町で見たとかっていう。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 小城委員おっしゃっていただきましたように、昔のように夜間に徘徊といいますか、たむろしている中学生、高校生等々は見受けられないという状況が、ここ数年続いている状況でございます。

小城委員 たぶん時代が変わってきて、そうなっているのかなと思うので、この辺りの物品配布であったりというところも、年々変えていかないといけないと思うので、そのあたりまた考えていただいて、今の時代に合ったやり方で啓発活動というのを続けていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。
次に、第3款 民生費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、第3款 民生費のうち、教育委員会事務局が所管いたします決算の概要について、ご説明申しあげます。失礼して座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書（資料編）の61ページをお願いいたします。第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費でございます。放課後児童対策の充実では、児童の健全育成と女性の社会進出、就労等を支援するため、学童保育を引き続き実施し、学童保育室の適切な管理運営を行い、保護者が安心して児童を預けられる環境づくりに努めました。

62ページをお願いいたします。学童保育室の充実では、学童保育室の保育環境の改善等のため、NTT西日本が提供する固定電話サービスのIP網への

移行に伴い、旧式の非常通報装置の更新を行うとともに、東学童保育室の雨よけ対策工事と、東・西学童保育室の屋外水栓の取付工事を行いました。

以上、第3款 民生費のうち、教育委員会事務局が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けします。
溝部委員。

溝部委員 すみません、学童の受入れの状況についてお伺いしたいんですけども、支援が必要なお子さんの受入れの状況っていうのは、今どんな感じになっているんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 支援を必要といたします児童の入室希望がありました場合には、児童本人、また保護者の方、あるいは必要に応じて通っている小学校、また幼稚園、保育園などとも協議をしながら職員の配置、また受入れ環境の検討等をいたしまして、対象児童個々の状況に応じた対応をできるようにということで、努めさせていただいております。

例えば令和5年度でありましたら、斑鳩学童が10人、東学童が9人、西学童が2人の合計21人の支援の必要のある子どもさんを受け入れている状況となっております。以上でございます。

溝部委員 そういう相談があって、その方は私が聞いて時には知らなかったのかなと思いますので、相談がありましたらぜひとも対応をお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。
次に、第7款 土木費について、説明を求めます。本庄教育次長。

教育次長 それでは、第7款 土木費のうち、教育委員会事務局が所管いたします決算の概要について、ご説明申しあげます。失礼して座って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書（資料編）の115ページをお願いいたします。第3項 河川費、第2目 治水対策費でございます。平成緊急内水対策事業の実施におきまして、貯留施設の建設に伴い、埋蔵文化財を適切に保存するため、事前の発掘調査（試掘調査）を実施いたしました。

以上、第7款 土木費のうち、教育委員会事務局が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願い申しあげます。

委員長 そうでしたら、第7款 土木費についての質疑をお受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 試掘調査を実施したとありますけども、具体的に発掘できたものがありましたら、教えてもらえませんか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 見つかったものの主な内容としましては、古墳時代から平安時代くらいものまでの井戸や溝、柱穴などの遺構、土器や瓦などの遺物などが見つかっております。

齋藤委員 わかりました。また大きなものがでましたら展示会とかお願いします。
以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第7款 土木費に対する質疑を終結します。
次に、第9款 教育費について、説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、第9款 教育費についてご説明させていただきます。失礼して座
って説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書（資料編）の128ページから165ページでござ
います。128ページをお願いいたします。はじめに、第1項 教育総務費
でございます。第1目 教育委員会費では、教育委員会におきまして、時代に
応じた教育や特色ある教育、また、生涯学習や文化等に関する教育行政全般の
方針の審議や、学校計画訪問等を行いました。続いて、第2目 事務局費でござ
います。子ども模擬議会の開催では、一日議員として議会で意見や希望を発
表することにより、行政や議会に関心を持つ機会づくりを目的とした体験学習
の場として、子ども模擬議会を開催いたしました。次に、就園・就学事務及
び特別支援教育就学指導の充実では、次年度に就園・就学予定の幼児・児童に
対する健康診断の実施や、就園・就学に係る案内等を行ったほか、支援を必要
とする児童・生徒等に対して、医師や学校関係者等による教育支援委員会や就
学予定児教育相談を開催するなど、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就
学指導、教育相談を行いました。

129ページをお願いいたします。外国人英語指導助手（ALT）の配置
では、小・中学校において、ALTを積極的に活用し、児童生徒の英語教育の
更なる充実を図るとともに、幼稚園や保育園にも派遣をしながら、幼児期から
英語に触れる活動を行いました。次に、学習支援の実施では、学力及び学習意
欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、教員OB等
によるスクールサポートを行いました。

130ページをお願いいたします。教職員の健康管理では、町立小・中学
校に勤務する教職員の定期健康診断を行いました。次に、学校施設整備調査の
実施では、学校施設の老朽化の進展及び少子化に伴う児童・生徒数の減少が見
込まれるなか、本町の小中学校の適正規模・適正配置に向けた検討を進めるた
め、現状把握及び課題の整理などの調査を行いました。次に、不登校対策の充

実では、不登校または不登校傾向の児童または生徒に対し、小集団での学習及び諸活動を通して活動の場及び心の居場所を確保することにより、社会的な自立を支援する、斑鳩町子どもと親のフリースペースくるむを設置しました。

131ページをお願いいたします。スクールカウンセラーの配置及びスクールカウンセラーの活用（県事業）では、従前からの奈良県からの派遣に加え、令和3年度からは、町においてスクールカウンセラーを1名配置し、児童生徒の学校における諸問題、案件の複雑化に対応することとし、相談体制の充実に努めております。さらに、斑鳩南中学校に、心の教室相談員を配置し、生徒の相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、また、ストレスの軽減などに努めているところでございます。

132ページをお願いいたします。小・中連携教育の実践では、小中連携教育の3つの柱として、小中学校の教員が、英語部、斑鳩部、交流部の3つの部門に分かれ、小学校と中学校の連携に関する活動を行いました。斑鳩町史の編さんでは、中巻及び下巻の編さんに向けた調査を行いました。

133ページをお願いいたします。続きまして、第3目 私立学校振興費でございませう。令和元年10月から幼児教育無償化制度が導入され、引き続き、私立幼稚園に対して、保育料や入園料、預かり保育利用料について補助を行いました。さらに低所得、多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費の内、副食材料費につきまして補助を行いました。

134ページをお願いいたします。続いて、第2項 小学校費でございませう。第1目 学校管理費では、小学校の運営に係る費用として、小学校講師、学校用務員等の人件費及び研修に係る経費の支出、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理に係る経費を支出いたしました。小学校照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、各小学校の体育館の照明設備のLED化改修工事を行いました。次に、小学校講師の配置では、引き続き、斑鳩町独自の少人数学級編制を実施しており、小学校第1学年、第2学年は1学級当たり30人、第3学年から第6学年までは1学級当たり35人を基準としながら、平均児童数が30人を超える学年については、その学年の数に応じて加配を行うなど、少人数教育の充実に努めました。

135ページをお願いいたします。続いて、第2目 教育振興費でございませう。

す。136ページをお願いいたします。小学校特別活動の推進では、児童の自主性や個性を伸ばすため、運動会や芸術鑑賞など各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等の推進に努めました。次に、日本伝統文化の学習では、児童の伝統文化に対する理解を深めることなどを目的に、斑鳩小学校では能楽、西小学校では茶道、東小学校では和太鼓といった伝統文化の学習を行いました。

137ページをお願いいたします。小学校図書整備では、始業前の読書活動や読み聞かせなど、児童の読書活動を推進する取組みを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き、町費により、3校で1名の学校司書を配置いたしました。次に、小学校特別支援教育の充実では、難病を患う児童の通学にあたり、校舎の窓に紫外線防止フィルムの貼付けを行いましたほか、障害に応じた特別な支援を行うため、通級指導教室の開室や、特別支援学級入級児童の保護者に対して、経済的負担の軽減を図りました。

138ページをお願いいたします。要保護・準要保護児童就学援助では、経済的な理由のために就学困難な児童の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行いました。続いて、第3目 保健体育費でございます。児童の健康管理では、学校医等による児童の定期健康診断を行いました。

139ページをお願いいたします。小学校給食の充実では、令和5年度においては、物価高騰等に対応するため、学校給食費に対し、補助金を1食あたり30円から50円に増額するとともに、小学校においては、月額4,200円の給食費について、令和6年1月分から3月分まで無償化いたしました。

140ページをお願いいたします。続きまして、第3項 中学校費でございます。第1目 学校管理費では、小学校費と同様に、中学校の運営に係る費用として、中学校講師、学校用務員等の人件費及び研修に係る経費の支出、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理に係る経費を支出いたしました。中学校照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、各中学校の体育館等の照明設備のLED化改修工事を行いました。次に、中学校講師の配置では、引き続き、町独自の少人数学級編制を実施し、全学年で1学級当たり35人を基準とした学級編制とし、平均生徒数が30人を超える学年については、その学年の数に応じて加配を行うなど、少人数教育の充実に努めました。

141 ページ、続いて、第2目 教育振興費でございます。142 ページをお願いいたします。中学校特別活動の推進では、生徒の自主性や個性を伸ばすため、体育大会や芸術鑑賞などの各種学校行事、部活動及び校外活動等の推進に努めました。次に、中学校図書整備では、小学校と同様に、読書活動を通じて生徒の人格形成や情操をより一層育む取組みを行うとともに、引き続き、町費により、2校で1名の学校司書を配置いたしました。

143 ページをお願いいたします。中学校特別支援教育の充実では、障害に応じた特別な支援を行うため、通級指導教室の開室や、特別支援学級入級生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を図りました。

144 ページをお願いいたします。次に、要保護・準要保護生徒就学援助では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行いました。続きまして、第3目 保健体育費でございます。生徒の健康管理では、学校医等による生徒の定期健康診断を行いました。

145 ページをお願いいたします。中学校給食の充実では、令和5年度においては、物価高騰等に対応するため、補助金を1食あたり30円から50円に増額するとともに、中学校においては、月額4,600円の給食費について、令和6年1月分から、3月分まで無償化をいたしました。

146 ページをお願いいたします。続きまして、第4項 幼稚園費でございます。第1目 幼稚園費では、幼稚園の運営に係る経費として、幼稚園教職員に係る人件費の支出のほか、特別な支援を必要とする園児の保育充実のため、引き続き、町費で臨時講師を配置するとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身に付けるなどの研修を行いました。

幼稚園照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、斑鳩幼稚園及び斑鳩東幼稚園の照明設備のLED化改修工事を行いました。幼稚園の運営では、令和3年度から、町立幼稚園において、預かり保育を開始し、引き続き、幼児の健やかな育成と保護者への子育て支援の充実を図りました。

147 ページをお願いいたします。園児の健康管理では、学校医等による園児の定期健康診断を行いました。次に、幼稚園の解体撤去では、斑鳩西幼稚園園舎の解体撤去に係る設計を行うとともに、レイモンド斑鳩こども園の開園に

伴い、新園庭部分に関し、土地の分筆登記を行いました。

148ページをお願いいたします。町立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、幼児教育の無償化として、保育料の徴収をしないこととしております。このようななか、幼稚園給食費の援助として、給食の提供につきましても、給食材料費、調理洗浄業務に係る経費について助成を行い、さらに、低所得、多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費の内、副食材料費について助成を行っているところでございます。また、令和5年度におきましては、物価高騰等に対応するため、補助金を1食あたり30円から64円に増額をいたしました。

149ページをお願いいたします。続いて、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費でございます。家庭教育講座の開催では、子どもたちのより良い成長を目指して、子育てや家庭教育について学び合う場として、子どもを持つ保護者を主とした家庭教育講座を開催をいたしました。

次に、ホリディ学園の開催では、日常生活において学校や家庭では体験しにくい自然や社会の中での体験を通じて社会性を育み、自分を育てることや、地域のリーダー育成を目的として、小学校4年生から6年生を対象としたホリディ学園を開校いたしました。学校・地域連携教育支援活動の推進では、休日や学校長期休業等における子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保などを目的に、小学生低学年を対象に、ちびっこホリディ学園を開校いたしました。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入では、斑鳩小学校と斑鳩南中学校への協議会設置に向けた協議・調整及び関係例規の制定等の準備を進めました。

150ページをお願いいたします。二十歳のつどいの開催では、小・中学校の恩師によるビデオレターや、プロ野球オリックスバファローズの曾谷龍平投手によるビデオメッセージ、JR法隆寺駅でのお祝いメッセージの表示など、新成人の門出に花を添えていただきました。次に、人権セミナーの開催では、一人ひとりが自分自身の課題として、生涯を通して人権問題に対する理解を深めていただくため、6回の人権セミナーを開催いたしました。

151ページをお願いいたします。続いて、第2目 公民館費でございます。公民館照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、各公民館の照明設備のLED化改修工事を行いました。

152ページをお願いいたします。公民館教室の開催では、引き続き、生きがいつくりや知識・技術の習得を図るため生涯学習の機会づくりの場として公民館教室を開催いたしました。令和5年度においては、新たな取り組みとして、夏休みや冬休みに親子で参加いただける特別教室を5教室開催いたしました。続いて、第3目 文化祭費でございます。斑鳩の里文化芸術祭の開催では、令和5年度においては、式典と斑鳩町産業まつりを同日開催としたほか、中高生による部活動発表の場のステージを開催いたしました

153ページをお願いいたします。続いて、第4目 文化財保存費でございます。町内遺跡の発掘調査では、平成30年度から令和4年度までの5年間実施した中宮寺跡周辺遺跡の範囲確認調査の成果を取りまとめた調査報告書を作成いたしました。

154ページをお願いいたします。文化財の維持管理では、斑鳩大塚古墳の保存と活用に向けた環境整備として、墳丘上からの良好な展望を確保するため、墳丘上の樹木の伐採を行うとともに、階段への手摺の設置等を行いました。次に、史跡藤ノ木古墳の公開では、春と秋の2回、事前申込みにより、石室の特別公開を行いました。

155ページをお願いいたします。史跡中宮寺跡活用事業の実施では、ゴールデンウィークの期間を中心に町民の方からいただいたこいのぼりを掲揚するとともに、5月5日の子どもの日には、町内の子どもたちを対象としたイベントを開催いたしました。また、ボランティアの方の協力をいただきながら、コスモスを植栽するなど、身近な歴史公園として、親しみのある魅力づくりに努めました。次に、文化財体験アプリの制作では、藤ノ木古墳の魅力を伝えるとともに、一層の情報発信に向け、アプリを制作いたしました。また、法隆寺地域の仏教建造物の世界遺産登録30周年記念の事業として、文化財の啓発では、斑鳩町の文化財の存在やその内容について広く周知するため、町民等を対象に文化財ガイドブックを作成し、町内全世帯に配布いたしますとともに、世界遺産サミットの開催では、国内の世界遺産所在の地域間の連携を深めるとともに、世界遺産の魅力を広く発信するため、法隆寺聖徳会館において、世界遺産サミットを開催いたしました。

156ページをお願いいたします。続いて、第5目 図書館管理運営費でございます。図書館サービスの充実では、前年度に引き続き、町内の幼稚園、保

育園に通う5歳児を対象に、図書館ご招待デーを実施をいたしました。

次に、158ページにかけまして、町立図書館蔵書の充実でございます。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に合わせて入館制限を解除したことにより、来館人数等が増加をしております。また、令和5年4月1日から、貸出対象者を斑鳩町在住・在勤・在学者とし、町民の方がサービスを受けやすい環境を整備をいたしました。町立図書館の令和5年度末現在の蔵書数は17万4,766冊、3公民館図書室は3万7,659冊、計21万2,425冊となっております。

158ページをお願いいたします。「図書館の充実」では、経年により不具合の出ている空調設備1系統について、更新工事を行いました。159ページをお願いいたします。「電子図書館サービスの充実」では、電子図書館の使い方について、操作説明会を開催するとともに、季節やテーマに沿った特集ページを作成するなど、利用の促進に努めました。続いて、第6目 文化財活用センター管理運営費でございます。160ページにかけまして、「文化財活用センターの運営」では、春季の企画展、秋季の特別展等を開催をいたしました。次に、文化財活用センターの充実では、文化財活用センター利用者や藤ノ木古墳見学者の利便性向上を図るため、駐車場を整備・増設をいたしました。

161ページをお願いいたします。続いて、第6項 保健体育費、第1目 保健体育総務費でございます。162ページにかけまして、マラソン大会の開催では、令和3年度にFINALを迎えたいかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会に代わる新たなマラソン大会となる、第1回いかるがの里聖徳太子マラソンを開催いたしました。次に、学校体育施設の開放では、地域住民の身近なスポーツ施設、地域のスポーツ活動の拠点として、小学校体育施設について、土曜・日曜及び平日の夜間に住民に開放いたしました。

163ページをお願いいたします。続いて、第2目 健民運動場費でございます。健民運動場照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、健民運動場及び健民テニスコートの照明設備のLED化改修工事を行いました。

164ページをお願いいたします。続いて、第3目 町民プール運営費でございます。町外プール利用の支援では、町民プールについては、施設の老朽化と設備の不具合等により運営を休止することとし、その代替事業として、町外

プール施設の利用に対し、利用料金の一部を助成いたしました。

165ページをお願いいたします。続いて、第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。生涯スポーツの振興を図るため、本町のスポーツ施設の拠点や身近なスポーツ拠点として、また、住民相互の交流の場として、引き続き、すこやか斑鳩・スポーツセンターの適切な管理運営・維持管理に努めたところでございます。中央体育館照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、中央体育館及びテニスコートの照明設備のLED化改修工事を行いました。次に、スポーツトレーニング室の運営では、スポーツ振興くじ助成事業を活用し、トレーニングマシンの更新を行いました。中央体育館空調設備の整備では、中央体育館の空調設備整備工事の実施に向け、設計図書等の作成を行いました。

以上、教育費にかかります決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について、質疑をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 成果報告書の資料編の132ページです。
一番下の斑鳩町史の編さんということで、たぶん予算575万7千円についてと思うんですけど、決算が94万円ということで、不用額の要因、それから町史の編さんのスケジュールは順調にいったるか等々、確認したいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 ただいま横田委員のおっしゃったことにお答えします。
令和5年度の事業内容としましては、中巻及び下巻に向けた調査を進めました。437万5千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために調査が実施できなかったこと等の理由から、業者への執筆者からの入稿の見込みがなく、原稿作成業務が発生しないこととなったためでございます。

今後の予定としましては、新型コロナウイルス感染拡大による調査の遅れもございましたことから、町史編さん委員会においてご審議していただく中、町史編さん委員会にてご審議いただき、中巻及び下巻の発刊を町制80周年となります令和9年度に同時刊行を目指すようスケジュールを見直したところであり、現在、各分野における調査及び執筆を進めていただいているところであります。

横田委員 ありがとうございました。

委員長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 資料編の18ページです。総務で聞いたんですけども、企業版ふるさと納税の受入れ状況のところで、奈良中央信用金庫から100万円いただきまして、それが不登校対策の充実事業ということになっておりますけれども、これは具体的にどのようなものに使われたのか、教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 資料編の130ページをご覧いただきたいんですが、こちらの不登校対策の充実というところで129万466円執行しておりまして、こちらにふるさと納税をいただいた分を充てております。

こちらにつきましては、斑鳩町子どもと親のフリースペースくるむの運営費という形となっております、指導員の人件費のほか、こちら立上げに要しました備品購入費であったり公共下水道への接続、こうした経費に充てているということとなっております。以上です。

齋藤委員 ありがとうございます。

そしたら130ページの不登校対策のそのひとつ前ですけども、学校施設整備調査の実施とありまして、現状把握及び課題の課題の整理など基礎調査を実施したとなっておりますけれども、これのスケジュール、それから実施した内容の公表等はどのような形になるのか、教えてもらえないでしょうか。

教委総務
課長

本調査におきましては、本町の小・中学校の適正規模・適正配置に向けた検討を進めるため、現状把握及び課題の整理といたしまして、斑鳩町の人口動態のほか、児童生徒数また学級数の過去の推移、そして児童生徒数及び学級数の将来予測、校舎の劣化度調査、法令等に基づく適正な学校規模の考え方など、こうしたことについての調査を実施いたしました。

こちらにつきましては、今年度、立ち上げました子どもが輝く学校の未来構想検討委員会のほうで、議論する検討用資料として取り扱っておりまして、この委員会につきましては、おおむね2年間でこの方針を出していただくよう委員会に諮問をさせていただいたところでございます。

本資料につきましては、8月20日に開催をされました第1回目の検討委員会におきまして、この整備調査の資料を抜粋した内容を、資料として審議を行ったところでございまして、現在、検討委員会の議事録の取りまとめを行っているところでございまして、取りまとめが完了次第、資料とともに議事録と一緒に町のホームページのほうで公表していく予定となっておりますので、またご確認をお願いできればと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

齋藤委員

議事録のそのホームページの公表の時期というのは、いつくらいにめどとして考えているのでしょうか。

教委総務
課長

今月中を予定しております。

齋藤委員

もう一回、聞きますけども、基礎調査を前年度実施して、それでその検討資料を基にして今年度と来年度、2か年かけて検討する。その後は、どんな流れでもって、検討した結果をどの辺でオープンするのか、委員会に出してくるのか、その辺のところのスケジュール感というか、今考えてる状況を教えてもらえませんか

教委総務
課長

最終、諮問に対する答申という形で検討委員会からのご意見をいただく予定としておりまして、その答申を受けまして、まず町としての方針を検討いたしまして、またそれとともに議会のほうでもご相談をさせていただきながら、こ

の小・中学校の適正規模・適正配置の在り方ということについてご相談し、方針のほうを決定してまいりたいと考えております。

齋藤委員　　と言いますと具体的に言いますと、2年間かけてですので、6年度、7年度検討して、7年度末くらいに諮問して、それを、8年度末に答申が来て、それを町で検討して、その結果を令和8年度、令和9年度くらいのところでもって具体的に見えてくるというふうな形でよろしいのでしょうか。

委員長　　暫時休憩します。

（ 午後3時47分 休憩 ）

（ 午後3時48分 再開 ）

委員長　　再開します。答弁、お願いできますか。 仲村教委総務課長。

教委総務課長　　おおむね7年度の末で答申のほうを受けまして、8年度に町の方針等も含めて議論をしていくような形で、町といたしましては考えているところでございます。

委員長　　齋藤委員。

齋藤委員　　ありがとうございます。

131ページ、青少年のスクールカウンセラーの配置のところで、相談件数が令和4年度と比べて令和5年度が倍近く増えております。これは、スクールカウンセラーを1名配置してこの機能が強化になったから、今まで気づかなかった人が発見できたから増えたのか、もしくは発見じゃなくて別のことで増えたのかというのは、教えてもらえませんでしょうか。

教委総務課長　　町で任用をしておりますスクールカウンセラーにつきましては、令和4年度につきましては週3日の勤務でありましたが、令和5年度は1日勤務日数を増やしまして4日としております。

また、週4日のうち3日は、斑鳩町小学校を拠点校として勤務を行っておりますが、令和5年度から新たにそのうち1日につきましては、斑鳩中学校と斑鳩南中学校にも隔週で勤務する形ということで、勤務を充実させたというところから、相談件数の増につながっているものと考えております。

齋藤委員 分かりました。その次のところに、スクールカウンセラーの活用県事業とありますけど、この県事業と斑鳩町の事業の違いというのは。

教委総務課長 スクールカウンセラーの活用、県事業につきましては県のほうで費用負担をして派遣をしていただいております、西小、東小それぞれ月1回程度、また斑鳩中学校、南中学校ではおおむね月2回程度、県のほうから派遣をしていただいているというところがございます。

齋藤委員 136ページですけれども、小学校特別活動の推進というところで、児童会活動のところで、5年、6年児童生徒が委員会活動を実施しました。（飼育・栽培委員会など）と書いてますけど、これは新聞によりますと夏休み等、例えば、ウサギを飼っていて生徒がその世話ができなくなって教員が世話をしているとか。だからもうそういう動物を飼うのはやめたとか、そういうふうなニュースがありますけども、斑鳩町では飼育・栽培委員会とかで今まで、夏休みとか冬休みとか、どのように対応されているのか、教えてもらえませんか。

教委総務課長 児童につきましては、この長期休業中のときに餌やりであったり水やりであったりというために学校のほうに来ていただくということにはございません。

一応今、聞いております中では、斑鳩小学校のほうで烏骨鶏という鶏1羽を飼育している状況ですが、こちらの餌やりにつきましては教員のほうが夏休みに行っているということを聞いております。

齋藤委員 分かりました。教師の働き方とかというので今、問題になってますけども、そういう面で負担にならないように引き続き、お願いしたいというふうに思います。

それからもうひとつ、137ページですけども、小学校特別支援教育の充実についてということで、通級指導教室の開設、在籍が1.5倍ぐらいに増えてますけども、これは、今まで希望されてなかった、希望しておったけども入れなかった人が入れるようになったのか、それとも何らかの事情で人数が増えたのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

教委総務課長 これまでから支援を要する児童につきましては、増加傾向ということになっておりましたが、この通級指導教室につきましては、令和5年度から西小学校におきまして、新たに通級指導教室が開始されたということもあまして、この大幅な増加ということになっておると考えております。

齋藤委員 分かりました。ということは、これで3校ともこういう制度ができたということによろしいでしょうか。

教委総務課長 斑鳩町におきましては、3つの小学校とも、通級指導教室が自校方式で開始されたということでございます。

齋藤委員 143ページ、今度は中学校の通級指導教室ですけども、これも人数が増えてますけども、これもやはり同じような原因というか、二つの学校でもともとあったけども人数が増えたのか、もしくはどちらかの学校でやり出したので増えたのか、この辺のところの理由、原因というのを教えてくださいませんか。

教委総務課長 中学校につきましては、斑鳩町中学校のほうには通級指導教室がございしますが、南中のほうには先生のほうが出向いて行うという形の訪問の形を取っております。

こちらにつきましては令和4年度、令和5年度も同様の状況でございますので、支援を要する生徒の増加ということが増加要因になっているものと考えております。

齋藤委員 分かりました。149ページの下から二つ目のコミュニティスクールという

ことで、令和6年4月から始めるようなことを聞きましたけども、これは具体的にそのイメージというかですね、その辺のところは理解できないというか分からないんですけども、どのような形でもって進めていくのか、地域と一緒にということですので、その辺のところを教えてくださいませんか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 ご質問いただいておりますコミュニティスクール学校運営協議会制度でございます。

こちらは、保護者また地域住民の意見を学校運営に反映させるというようなところで、地域と共にある学校づくりを実現するための仕組みとなっております。今、委員もおっしゃっていただきましたように、当町におきましては令和6年度において今年度におきまして、斑鳩町小学校また斑鳩南中学校で教育委員会において、まずは委員の委嘱または任命を行いまして、6月19日には斑鳩南中学校、また6月26日には斑鳩小学校において学校運営協議会をまず第1回目ということで開催し、委員の方からのご意見をいただいたところでございます。

今後、今、冒頭申しあげました保護者や地域住民の意見を学校に反映して、地域と共にある学校づくりをどのようにしていくかというようなところで、引き続き、実効性のある協議会運営に向けて学校と共に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

齋藤委員 今、PTAとかありますけども、それとの兼ね合いというんですか、それはどのように捉えたらいいんでしょうか。

教育次長 まず、協議会の委員さんのほうに、学校をどのように運営していくのかというところを学校と共に考えていただくというのが第一義的にございます。

その中で、地域の住民の方にボランティアというか学校の活動支援というような形でお手伝いいただける部分があれば、地域住民の方にお手伝いいただいたりというような形で進めていくというイメージを持っていただければというふうに思います。

齋藤委員

ありがとうございました。あまりよく分かりませんが。

あと151ページのところの公民館のところですけども、前から公民館にWi-Fiをつけてほしいということで希望がありましたけれども、実施済みでしょうか、それともこれからでしょうか。

教育次長

公民館へのWi-Fi整備につきましては、利用者の方からのご要望もあるということで、議会のほうからも以前からお伺いをしておったところでございます。

そうした中、公民館教室、また公民館の貸館等により公民館を利用される方を対象といたしまして、利便性の向上また学習機会の提供を図ることを目的として、本年1月、令和6年1月から利用者の最も多い中央公民館において、Wi-Fiルーターの貸出しというような形で試行的に行っているというところでございます。

齋藤委員

知らない人もいると思いますので、せっかくのルーターを設置してもらえますので、PRで、住民が喜んでもらえるような形にしてもらえばありがたいなというふうに思います。

それからもうひとつ、154ページですけども、中宮寺跡の維持管理のところ、前からお願いしておりました駐車場の設置の件ですね、中宮寺跡の北側に駐車場を設けるという話を聞いておりますけれども、具体的にはどのような形でもって進んでいるのか、教えてもらえませんか。

教育次長

中宮寺跡歴史公園の駐車場の整備につきましては、以前から住民の方また議会のほうからもご意見等、要望等いただいているところでございます。

また、斑鳩町といたしましても、町といたしましても、中宮寺跡の活用に関しまして、駐車場は必要であるというふうに認識をしているところでございます。

そうした中、中宮寺跡の北側のところで東西の大規模な柱列、柱の跡が見つかったということで、今現在、先ほど、資料編のほうでのご説明もさせていただきましたけれども、平成30年度から令和4年度にかけて5年間、遺跡

の範囲確認ということで調査をさせていただいて、令和5年度にそれらの取りまとめを行ったと。並行して、文化庁あるいは奈良県との遺跡の追加指定ということで、その柱跡が見つかった分について追加指定の調整を今現在、協議をさせていただいてるとでございます。

については、年度内あるいはそれが完了いたしましたら、その範囲を外したところで、予算等の当然、関係もでございますので、整備に向けた検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございました。終わります。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 行政財産の異動ということで、史跡藤ノ木古墳について史跡用地から公園に分類換えされた理由というのをちょっと先ほどお伺いしたんですけれども。

委員長 溝部委員、すみません、資料。

溝部委員 すみません、斑鳩町一般会計及び特別会計決算審査意見書の25ページなんですけれども、一番上のところです。

先ほどの説明では、この分類を換えることで地方交付税の算入があるというふうに説明いただいたんですけど、令和5年にこれをやった理由というのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 史跡藤ノ木古墳、また史跡中宮寺跡に関しましては国指定の史跡ということで、史跡公園として教育委員会のほうで整備をさせていただいたところでございます。

そうした同様の史跡公園につきましては、他市町村また都道府県におきましては、都市公園法に基づく都市公園として位置づける場合と、また、都市公園とはせずに公園の設置条例という形で条例を制定をいたしまして、史跡地の公

園として位置づける場合の2通りがございます。

一旦、都市公園として位置づけた場合には、簡単にまた元に戻す、都市公園から外すということができないことでありましたりとか、管理部局の課題等々もございまして、教育委員会といたしましては、当該公園をどのような形で位置づけ、どのように保存活用していくかというようなところで、市町村の状況等も調査をしながら検討してきたというところでございます。

そうした中、多数の市町村の史跡公園の設置条例を確認をいたしますと、公園における行為の制限、当該公園における行為の制限や、禁止事項等を当該市町村の都市公園条例と同様に規定をされていること、また引き続き、文化財担当課において管理をするようなところで調整ができましたので、史跡地を都市公園法の公園に位置づけても、管理運営上特段の問題等は生じないというようなところから、今回、都市公園とさせていただいたというところでございます。

溝部委員 令和4年までは、その管理にちょっと問題があったというか、課題があったっていう認識ですかね。

教育次長 そうではなくて、課題に問題があったのではなくて、都市公園とすることで課題・問題が生じてくるのではないかというようなところも含めて、他市町村の状況等を確認させていただいて、特に問題が生じないというところから、今回、都市公園にさせていただいたというところでご理解いただければと思います。

溝部委員 ありがとうございます。交付税算入があるということで、それまでにできてたらいのかなというふうに思ったので、ちょっと質問させていただきました。

続けて、主要な政策の成果報告書の151ページ、公民館のことについてなんですけども、今、公民館で施設の予約をするときに、ちょっと時間はっきり分からないんですけども、受付のほうで9時から受け付けますというケースと、8時半くらいでも受け付けますみたいなケースがあるんじゃないかなと思うんです。

9時から予約いけると思ってる人が来た場合に、もうすでに8時半に予約が

埋まっていたみたいなのがあったら。今まではもしかしたらないのかもしれないんですけども、何か後々トラブルになるんじゃないかなというふうに想像するんですけども、ちょっとその辺どうなってるのか、またちょっと確認してもらって、はっきり決まっていなかったら、はっきり決めたほうがたぶん、後々のトラブルにならないのかなと思いますので、またちょっと、もしそうならちょっと1回調べてもらえたらと思います。

教育次長 ありがとうございます。確認のほうをさせていただいて、今おっしゃっていただいたように、トラブル等発生しないような形で対応させていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

溝部委員 お願いします。あと、続けて161ページのマラソン大会の開催ということで、第1回ファンランの部ということで開催していただきましたけれども、これについての評価はどういうふうにされてるのかちょっとお聞かせください。

教育次長 今回、マラソン大会自体を大幅に見直しをさせていただくことで、令和5年度第1回の大会をさせていただいたところでございます。

従前から課題となっております、国道25号線の南側の利用でありましたりとか、あるいは交通規制の時間帯の関係でありましたりとか、そういったところを種々検討もさせていただきながら、大会を2日間に分けることによって交通規制時間の短縮化であったりとか、なるべく住民の方にも迷惑をかけない。それとまた、ファンランにつきましては、いかるが溜池の周遊道路がちょうど完成をいたしまして、住民の方にもしっかり認知をいただいて、日常から使っていただきたいというのも含めて、当該ファンランのコースを設定をさせていただいたところでございます。

評価ということなんですけれども、昨年度はなにぶん初めて、初回、第1回目ということで、今資料にもございますように申込者数が342人ということになっております。ついては今年度2回目ということで、先日申込みのほうを締め切らせていただいたんですが、今年度487名ということで、申込者の増加もしているところでございますので、いろいろな大会を重ねることによりまして、課題であったりとか改善点でありましたりとか、その辺りを毎回、見極

めながら継続に向けた検討を進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

溝部委員 増えてるといことでね、楽しみにされてる方もいらっしゃると思うんですけども、そのファンラン、結構なんか盛大にさせていただいてるようなんです。そうなったときに、その職員さんの負担とか結構これ、事業費としては800万円、t o t oの助成を受けてるから、町からの費用というのは200万円以内で収まるということだとは思いますが、費用面だけではなくて、町職員さんとかの負担、祝日でこのマラソン2回分けてますから、結構、盛大にやっていただいて、準備も大変なんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどんな感じですか。

教育次長 その辺りもおっしゃっていただけてますように当然、事務局といたしましては課題のひとつというふうに捉えております。

というようなところで、昨年は1回目をさせていただいて、今年度、第2回の開催に当たりましては、なるだけ協力職員、また協力スタッフの方の縮減を図れる部分に関しては、減らすような形で見直しもしながら運用していくという形で、今年度考えております。引き続き、そういったところも含めて、改善できるところ改善すべきところはしながら、事業として今現時点での継続をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 129ページです。成果報告書資料編の129ページの一番下の段の学校教育指導員の配置ということで、障害を有する子どもたちの就学支援の充実を図るために配置されたということですが、この指導員の方の活動というんでしょうか、どのような活動をしていただいているのかちょっと教えていただきたいんですが。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 こちらのほうは、教育委員会の事務局のほうに在籍をしております、特に支援を要するお子さんを持つ保護者さんからの就学相談等、受けさせていただいたり、この就学に関する委員会のほうの事務を主に担任したりということ
で、知識を生かしてそういった支援に当たっておるという状況でございます。

奥村委員 ありがとうございます。今こういう就学支援が大変やはり重要になってくる
と思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それと、次に130ページですけれども、不登校対策の充実ということで、
斑鳩町子どもと親のフリースペースくるむですけれども、開設をしていただい
て、今現在の活動状況と利用人数について教えていただきたいと思ひます。

教委総務課長 斑鳩町子どもと親のフリースペースくるむにつきましては、昨年9月に開室
をさせていただいて、今日まで3人の児童生徒のほうが入室の手続きを行って
いただいております。

今年度から新たに未然防止と初期対応の二つの柱で充実を図る、“アイ・キ
ャッチ”プロジェクトのほうを開始をさせていただいて、くるむにおきまして
も、新たに出席扱いとをす取扱いとをしております。また、くるむの認知度
の向上のため、不登校または不登校傾向の児童生徒の今年1月期末の保護者懇
談におきまして、くるむのチラシを紹介して、夏休みにつきましては通常閉室
としておるんですが、毎週火曜日のみ体験として開室をさせていただいて、こ
の期間で新たに2人の児童生徒のほうで、体験としてくるむのほうを利用して
いただいたところでございます。

今後も、学校に通いづらひと感じておられる児童生徒の活動の場、及び心の
居場所の確保方策のひとつとして、くるむの活用を図ってまいりたいと思ひて
おります。

奥村委員 ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。
それとあとひとつ、136ページでございます。

小学校の情報教育の推進ということで、パソコン設置の状況というところが
出ておりますけれども、小学生の皆さんに今、コロナ禍も過ぎ去ってパソコン
の教育というのはどのような観点で、今パソコン教育を推進をしていただ

いているのか、その辺を教えていただきたいと思っております。

教委総務課長 こちらパソコンにつきましては、1人1台端末ということで、全児童生徒のほうにパソコンを貸与して配布しております。

学習の観点からいいますと、個別最適な学びということと、共同の学びということで、それぞれのひとつのテーマであったりしたら、自分の考えをそのタブレット端末を通じて発表するというような形であったり、それぞれの学習状況に応じて、そのパソコンのほうを活用していくというような観点から、1人1台端末を活用しているところでございます

奥村委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 139ページの下から二つ目の小学校のプールの維持管理と、もうこれは同じように145ページの下から三つ目の中学校のプール維持管理、これはどのような工事なのか、どのような、これ維持管理の費用がかかっていますけど、されたのか教えてください。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 通常の塩素であったり、その水質管理にかかる部分であったり、ろ過器が故障した場合につきましては、その修理のほうを行っておるところが主な維持管理の内訳でございます。

伴委員 やはり町民プールが閉鎖してる部分もありますので、この学校のプールというのは非常に重要性といいますか、その辺があるので、そういう形で努めてほしいと。

ということは、毎年これぐらいの費用をかけてやっていただいているというのは今、分かりましてんけど、これ、子どもたちとしたら、これは体育の授業といたら、6月ぐらいから夏休みにかけて利用するような形になってますけ

ど、だいたいどれぐらい利用できるのか、体育の時間のみになってくるのか、そのあたりどんな感じなのでしょう。

教委総務課長 近年の状況で申し上げますと、主に6月から7月を中心として、体育の授業で10コマ程度が、今プールの授業として実施をしているところでございます。

伴委員 夏休みと、もう私が子どものときだったら、夏休みもプールの日が何回かあって学校に行きましたけど、今現在はそういうのはもう行われてないということなんですかね。

教委総務課長 そういった夏休みを利用した小学校でのプール授業とかいうのはやっておりませんで、部活動において水泳部のほうが斑鳩町中学校にございますので、こちらのほうで夏休みは利用しているという状況でございます。

伴委員 そうような形でも、なんしか水に触れるというような形で今後ともよろしくをお願いします。

もうひとつ、ちょっとお聞きしたいのが、165ページの下から二つ目のスポーツトレーニング室の運営、非常に内容がよくなっています。正直、見せていただいて、もう民間のトレーニングというのはよくできてますけど、勝ってるん違うかなというほどいい道具がそろってるんですけど、これについて、前もちょっと質問したことがありますけど、再度、聞くんですけど、クーラーの工事期間中、ここは使えるようにしていただけるんですか、ちょっと教えてください。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今現在、進めております中央体育館の空調設備の工事でございますけれども、現場工事ということで一部アリーナ、サブアリーナ、武道場を止めさせていただく期間として11月1日から2月8日を、今現在、予定をしております。

先般、伴委員のほうからもご意見いただきましたように、ちょっと調整をさ

せていただきまして、トレーニング室、研修室につきましては利用可能という形で、事故のないように配慮しながら運営を継続していきたいとこのように思っております。

伴委員 結構です。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 資料編の131ページ、スクールカウンセラーの配置のところですけど、県事業、たぶん、奈良県全域でやってる分で、これで足らずで斑鳩町でたぶん、ほかの奈良県内の市町村に比べるとかなり高い水準でやっていただいているのかなというのは思っていて、これ県に対してもうちょっと、なかなか39市町村あるので難しいかもしれないんですけど、もうちょっと要望というのはできたりするものなんですか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 なかなか県のほうでは、今現在、補助事業、こちらスクールカウンセラーの単費に対する補助事業はやっておられないところですけども、またこういった事業をやっている中で、効果性も県のほうともまた相談しながら、財政的な支援のほう等、相談またさせていただきたいと考えております。

小城委員 ありがとうございます。引き続き、高い水準で斑鳩町はやっていただけたらありがたいかなと思いますのでよろしくお願いします。

それと135ページの小学校教育の充実というところ、幼稚園も中学校もあると思うんですけど、幼稚園と中学校に関しては令和4年度から令和5年度に関して、教育振興の状況というのは、金額面で言うと上がってるんですけど、小学校だけ下がってるんですけど、これは主にどういうことをやられてるんですか。教材費とか。

教委総務 今、おっしゃっていただきました学校運営に使う教材の関係であったり、あ

課長 とは楽器や理科用の備品を購入したりということで、ちょっと年度によって購入金額によって差が出るところもございますのでよろしくお願いいたします。

小城委員 だからあれですよ、別に小学校が手を抜いてるというわけじゃなくて、たまたま今年度こうなんだということですよ。分かりました。

あと学校費のところも十分なのか十分じゃないのかというのは、もうちょっと町としても小学校、中学校等々と話し合っていて、例えば小学校で教育費が足りてないから例えばPTAさんお願いしますよとか、というような話もあると思うので、その辺を教育費のところというのを、もうちょっと学校の要望というところを聞いていただけたらなというのは思うんですけど、そのあたりって。

教委総務 予算につきましては、全体的な予算の総額がある中で、学校のほうから上がってきたご相談につきましては、優先順位を定めながら効果の高いものからやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

小城委員 はい、分かりました。その点については、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次のページの136ページの小学校の特別推進のところ、先ほど同僚委員から質問があったんですけど、学校の飼育とかの、夏休み期間とかというところなんですけど、働き方改革等々もあるとは思いますが、働き方改革って一体どこまでを思っていて、言えば甘くすれば甘くできるし、どこまでのことを思っていてどこまでの範囲なのかというのって、何か分かる範囲でお示し願えますか。それは働き方改革によってなくすべきだと町は思っているのか、夏休みの飼育に関して、そのあたりってどう思っておられますか。

委員長 山本教育長。

教育長 私のほうから回答させてもらいたいと思うんですけども、教員の働き方改革で基本的なのは、教師がしなくてはならない仕事なのか、しなくても他の誰か

をお願いしてするものなのか、というように大別することができるんですけども、飼育につきましては、これは学校教育の観点でやってるものなんです。

ですから、働き方改革とはちょっと離れたところで、先生方が嫌々してるんじゃないんです。夏季休業中、長期休業中は教員は当然、勤務を要する日なので、その時間帯を活用してしますよと。そのことによって子どもたちが熱中症になってもらったら困るという先生方の思いもありますので、そこは強制的に先生方がしなければならないとも考えてませんし、もし来れないと言うならば、PTAの方をお願いするということもあるか分からないですけども、斑鳩町においては現状的にはそういうことは考えておりませんし、先生方の要望としても上ってはいません。

ただ、働き方改革につきましては、丁寧に対応していきたいと思っております。

小城委員 教育長ありがとうございます。教育委員会としての方針というのが分かりましたので、そのように努めていただければと思います。

同じページの日本伝統文化学習のところなんですけど、これは斑鳩小学校と西小学校は学年単位で開催されていて、斑鳩東小学校はこれは希望した生徒のみという形なんですか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務
課長 そのとおりです。

小城委員 どこまでの差が、この回数も、ものによっては全然違いますし、どこまでが公平なのかというと分からないですけど、昔ってたぶん、斑鳩東小学校って雅楽をやってたかなと思うんですけど、たぶん学年単位でやってたと思うんですよ。だから、何かそういう形で東小学校も何とかできないのかなというふうに思うんですけど、そのあたりっていかがですか。

教委総務
課長 こちらの伝統文化の学習につきましては、やはり指導者というのが不可欠でございまして、そういった指導者との調整をどのように図っていけるかどうかということ、また学校とも相談しながら検討していきたいと考えておりま

す。

小城委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかにございませぬか。 中川議長。

議長 137ページから始まる小学校の図書の廃棄、中学校の図書の廃棄、図書館の図書の廃棄の廃棄の方法について、お聞かせをいただきたいです。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 小学校・中学校ともに町費で図書館司書のほうを配置しておりまして、そちらのほうで蔵書点検の中で、古くなった図書につきまして廃棄をしておるといふような方針でございませぬ。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 図書館におきましては図書司書のほうがあります。

例えば、配架している図書のほうで年数が経過をしておいて、内容的に時代にそぐわない、内容が変わってしまつてゐる部分がありましたりとか、あるいは傷みが激しい分でありましたりとか、そういったものを蔵書点検というふうな形で、全図書を確認もしながら毎年しておりますので、そういったところで、廃棄に相当するものというところでありましたら、廃棄をしたところでございませぬ。

議長 いや聞きたいのは廃棄の方法。どんな廃棄をしているのか、廃棄の方法。この決算に影響額はあつたのか、なかつたのか。

教育次長 図書館のほうで申しあげますと、業者のほうに回収をしてもらつて、その分は雑入という形で廃棄処分料として、ちょっと金額のほうは今すぐ、すみませぬ、出てこないんですけれども、そういった形で回収業者に渡すという形でさ

せていただいております。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 小・中学校につきましては入のほうが発生しておりませんので、ちょっとこちらのほうは、また廃棄の方法等については、通常古紙と同じような形でやってくる可能性もありますので、また確認をしてまいりたいと考えております。

議長 過去に監査で、斑鳩中学校が教師が勝手に廃棄したみたいですよ。金いったんか、いってないのか、もろたんかと。分かりませんと。それはあかんやろと、斑鳩町の財産やろうと。町がきっちりそれは廃棄するんやったら、町の責任の中でしてくれと。資源物で有償でたぶん、処理してくれるやろということから、学校もそうないなってんけどなあ。今なってないの、また。難儀なことかな。

教委総務課長 全体のほうの別のやつで資源の入としてもありますので、そこの中にちょっと含まれているまでかというのが、私自身が今把握をしていませんので、そのあたりにつきましては、きちっと確認をしてまいりたいと考えております。

議長 お金、斑鳩町の費用で買った財産やから、やっぱりお金になるもんはお金にして処分していただきたいと、そのようにお願いしておきます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 1点だけ、155ページの文化財の体験アプリの制作のところ、たぶんこれは去年つくられて、初期投資と作成費用等で548万9千円というところだと思んですけども、これは今後って、ちょっと予算のところはっきり覚えてなくて、今後のランニングコストといいますか、毎年どれぐらい管理費がかかっていくんですか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事　ただいま1年間は保証期間でございますので、何かあってもその分は無料でしていただくということになっておりまして、来年度の保守管理の一応、概算の予算というのはつかんでおりまして、だいたい20万円から30万円程度の保守管理費用の委託がかかるということを聞いております。

小城委員　そうですね。アプリもせっかくつくって、拝見させていただきましたけど、内容等々、利用者が利用してもらいやすいようにとか、目立つような内容にしていただければなど、日々改善を努めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　そしたら私のほうから1点お尋ねしたいんですけども、164ページの町外プールの利用支援ですね、こちらのほうは令和5年度からスタートされて、町民の皆さんも喜んでいるので、このこと自体は別に否定するものではないんですけども、ただ、聞くところによりますと、三郷町のプールなんかを利用されても、非常にもう混雑をしていたということを聞いていまして、実際の利用状況とか、町のほうとしてどういうふうに評価されているのか、その辺のところをお聞かせいただけますか。　本庄教育次長。

教育次長　今、委員長がおっしゃっていただいておりますように、昨年度、コロナが5類に移行したというようなところもありまして、県営プールまた三郷町のプール、それぞれ過去最高の来場者数であったというようなところで、非常に混雑をしておったというところは確認をしているところでございます。

委員長　最初に言いましたけど、町民の皆さん喜んでますので、別にこれをやめるとかそういう話ではないんですけど、もともとというか、今も町民プールの代替事業として町としては取り組んでおられるんですけど、果たして代替になって

いるのかなという点が疑問なんです。ですので、やはり私は町民の皆さんはですね、学校以外でもきちっとプールとして利用できるような体制を取ってほしいなど。

この間、いろいろ町のほうとしても検討されてるかと思うんですけど、各町のそれぞれのプールが廃止になってきている中で、例えば、生駒郡でとか、もうちょっと広域の規模でプールをつくるとかいう方法について、協議・検討していただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育次長 町民プールの今後の在り方につきましては、これまでと同じ答弁にはなってしまうかなというふうには思いますけれども、代替事業の状況等も見ながら種々検討していきたいとこのように思っております。

委員長 今後いろいろな施設の更新等の費用がかかってくる中で、町のほうも答弁しにくいとは思いますが、やはり私は必要なものだというふうに思いますので、適正な規模でプールを利用できるような施設づくりを検討していただきますように要望しておきたいと思います。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結します。

以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の決算の審査を終わります。

審査結果についてとりまとめのため、暫時休憩します。

(午後4時31分 休憩)

(午後4時45分 再開)

委員長 再開します。

それでは、これより認定第2号から認定第7号までの6議案につきまして、

順に採決してまいります。

はじめに、認定第2号 令和5年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和5年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に認定第5号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和5年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和5年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、お諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました、決算認定に係る議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、副町長の挨拶をお受けします。 加藤副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

皆さんには、2日間にわたりまして熱心に審査を賜り、本当にありがとうございました。

以上で、決算審査特別委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

(午後4時49分 閉会)